

平成25年 第3回

木古内町議会定例会会議録

平成25年9月 9日 開会

平成25年9月17日 閉会

木古内町議会

各 位

会議録の作成にあたっては、誤りのないように留意しておりますが、万が一、誤字、脱字等がありましたら深くお詫びいたします。

なお、重要と思われる誤りがありましたら、事務局までご一報いただきますよう、よろしくお願ひ申し上げます。

木古内町議会議長 岩 館 俊 幸

目 次

提出された案件及び議決結果	1
議事日程	3
議会運営委員会報告書	5
議長諸報告	6
総務・経済常任委員会所管事務調査報告書	8
第1日目（平成25年9月9日）	
開会・開議の宣告	1 1
日程第 1 会議録署名議員の指名	1 1
日程第 2 議会運営委員会報告	1 1
日程第 3 会期の決定	1 2
日程第 4 議長諸報告	1 2
日程第 5 総務・経済常任委員会所管事務調査報告	1 2
日程第 6 行政報告	1 4
日程第 7 一般質問	1 6
6番 竹田 努	1 6
5番 平野 武志	1 9
日程第 8 報告第1号 健全化判断比率及び資金不足比率について	2 5
日程第 9 議案第1号 平成25年度木古内町一般会計補正予算（第4号）	2 6
日程第10 議案第2号 平成25年度木古内町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）	2 6
日程第11 議案第5号 平成25年度木古内町下水道事業特別会計補正予算（第1号）	2 6
日程第12 議案第3号 平成25年度木古内町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）	4 1
日程第13 議案第4号 平成25年度木古内町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）	4 1
日程第14 議案第6号 みそぎ公園の設置及び管理に関する条例制定について	4 3
日程第15 議案第7号 北海道後期高齢者医療広域連合規約の変更に関する協議について	5 0
日程第16 議案第8号 町道路線の認定について	5 1
日程第17 議案第9号 町道路線の変更について	5 4
日程第18 同意案第1号 木古内町教育委員会委員の任命について	5 5
日程第19 同意案第2号 木古内町固定資産評価審査委員会委員の選任について	5 5
日程第20 認定第1号 平成24年度木古内町一般会計決算認定について	5 6

日程第 2 1	認定第 2 号	平成24年度木古内町国民健康保険特別会計決算認定について・	5 6
日程第 2 2	認定第 3 号	平成24年度木古内町後期高齢者医療特別会計決算認定について・	5 6
日程第 2 3	認定第 4 号	平成24年度木古内町国民健康保険病院事業会計決算認定について	5 6
日程第 2 4	認定第 5 号	平成24年度木古内町水道事業会計決算認定について・	5 6
日程第 2 5	認定第 6 号	平成24年度木古内町介護老人保健施設事業会計決算認定について	5 6
日程第 2 6	認定第 7 号	平成24年度木古内町介護保険事業特別会計決算認定について・	5 6
日程第 2 7	認定第 8 号	平成24年度木古内町介護サービス事業特別会計決算認定について	5 6
日程第 2 8	認定第 9 号	平成24年度木古内町下水道事業特別会計決算認定について・	5 6
		諸般の報告・	5 9
		休会の宣告・	5 9
		会議録署名議員の署名・	6 0

第 2 日 目 (平成 2 5 年 9 月 1 7 日)

議事日程・			6 1
議長諸報告・			6 2
議会運営委員会報告書・			6 3
平成24年度木古内町決算審査特別委員会審査報告書・			6 4
		開会・開議の宣告・	6 6
日程第 1		会議録署名議員の指名・	6 6
日程第 2		議長諸報告・	6 6
日程第 3		議会運営委員会報告・	6 6
日程第 4		平成24年度木古内町決算審査特別委員会報告・	6 7
日程第 5		議案第 8 号 町道路線の認定について・	6 8
日程第 6		議案第 9 号 町道路線の変更について・	6 9
日程第 7		議案第10号 平成25年度木古内町一般会計補正予算 (第5号)・	7 0
日程第 8		発議案第 1 号 議会閉会中の所管事務調査について・	7 2
日程第 9		発議案第 2 号 木古内町議会会議規則の一部を改正する規則制定について・	7 3
日程第 1 0		意見書案第 1 号 「森林吸収源対策及び地球温暖化対策に関する地方の財源確保」のための意見書・	7 4
日程第 1 1		意見書案第 2 号 義務教育費国庫負担制度堅持・負担率1/2への復元、「30人以下学級」の実現をめざす教職員定数改善、就学保障充実など2014年度国家予算編成における教育予算確保・拡充に向けた意見書・	7 5
日程第 1 2		意見書案第 3 号 道教委による『新たな高校教育に関する指針』の見直しと地域や子どもの実態に応じた高校づくりの実現を求める意見書	7 6

日程第 1 3	意見書案第 4 号 道州制導入に断固反対する意見書	7 7
日程第 1 4	議会閉会中の正・副議長及び議員の出張・派遣承認について	7 8
	閉会の宣告	7 9
	会議録署名議員の署名	8 0

平成25年第3回定例会 提出案件及び議決結果表

議件番号	議 件 名	議決月日	議決結果
議案第1号	平成25年度木古内町一般会計補正予算（第4号）	25. 9. 9	原案可決
議案第2号	平成25年度木古内町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）	25. 9. 9	原案可決
議案第3号	平成25年度木古内町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）	25. 9. 9	原案可決
議案第4号	平成25年度木古内町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）	25. 9. 9	原案可決
議案第5号	平成25年度木古内町下水道事業特別会計補正予算（第1号）	25. 9. 9	原案可決
議案第6号	みそぎ公園の設置及び管理に関する条例制定について	25. 9. 9	原案可決
議案第7号	北海道後期高齢者医療広域連合規約の変更に関する協議について	25. 9. 9	原案可決
議案第8号	町道路線の認定について	25. 9. 17	原案可決
議案第9号	町道路線の変更について	25. 9. 17	原案可決
同意案第1号	木古内町教育委員会委員の任命について	25. 9. 9	原案同意
同意案第2号	木古内町固定資産評価審査委員会委員の選任について	25. 9. 9	原案同意
報告第1号	健全化判断比率及び資金不足比率について	25. 9. 9	報告済み
認定第1号	平成24年度木古内町一般会計決算認定について	24. 9. 9 平成24年度木古内町 決算審査特別委員会 に付託	
認定第2号	平成24年度木古内町国民健康保険特別会計決算認定について		
認定第3号	平成24年度木古内町後期高齢者医療特別会計決算認定について		
認定第4号	平成24年度木古内町国民健康保険病院事業会計決算認定について		
		24. 9. 17 平成24年度木古内町 決算審査特別委員会 の報告通り認定	

認定第5号	平成24年度木古内町水道事業会計決算認定について	<p>24. 9. 9 平成24年度木古内町 決算審査特別委員会 に付託</p> <p>24. 9. 17 平成24年度木古内町 決算審査特別委員会 の報告通り認定</p>	
認定第6号	平成24年度木古内町介護老人保健施設事業会計決算認定について		
認定第7号	平成24年度木古内町介護保険事業特別会計決算認定について		
認定第8号	平成24年度木古内町介護サービス事業特別会計決算認定について		
認定第9号	平成24年度木古内町下水道事業特別会計決算認定について		
議案第10号	平成25年度木古内町一般会計補正予算（第5号）	25. 9. 17	原案可決
発議案第1号	議会閉会中の所管事務調査について	25. 9. 17	原案承認
発議案第2号	木古内町議会会議規則の一部を改正する規則制定について	25. 9. 17	原案可決
意見書案第1号	森林吸収源対策及び地球温暖化対策に関する地方の財源確保」のための意見書	25. 9. 17	原案可決
意見書案第2号	義務教育費国庫負担制度堅持・負担率1/2への復元、「30人以下学級」の実現をめざす教職員定数改善、就学保障充実など2014年度国家予算編成における教育予算確保・拡充に向けた意見書	25. 9. 17	原案可決
意見書案第3号	道教委による『新たな高校教育に関する指針』の見直しと地域や子どもの実態に応じた高校づくりの実現を求める意見書	25. 9. 17	原案可決
意見書案第4号	道州制導入に断固反対する意見書	25. 9. 17	原案可決
	議会閉会中の正・副議長及び議員の出張・派遣承認について	25. 9. 9	承認

平成25年第3回木古内町議会定例会議事日程

第1号 平成25年9月9日(月)

午前10時00分開議

日程 番号	議 件 番 号	議 件 名
1		会議録署名議員の指名
2		議会運営委員会報告
3		会期の決定
4		議長諸報告
5		総務・経済常任委員会所管事務調査報告
6		行政報告
7		一般質問
8	報告 第1号	健全化判断比率及び資金不足比率について
9	議案 第1号	平成25年度木古内町一般会計補正予算(第4号)
10	議案 第2号	平成25年度木古内町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)
11	議案 第5号	平成25年度木古内町下水道事業特別会計補正予算(第1号)
12	議案 第3号	平成25年度木古内町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)
13	議案 第4号	平成25年度木古内町介護保険事業特別会計補正予算(第1号)
14	議案 第6号	みそぎ公園の設置及び管理に関する条例制定について
15	議案 第7号	北海道後期高齢者医療広域連合規約の変更に関する協議について
16	議案 第8号	町道路線の認定について
17	議案 第9号	町道路線の変更について
18	同意案第1号	木古内町教育委員会委員の任命について
19	同意案第2号	木古内町固定資産評価審査委員会委員の選任について
20	認定 第1号	平成24年度木古内町一般会計決算認定について
21	認定 第2号	平成24年度木古内町国民健康保険特別会計決算認定について
22	認定 第3号	平成24年度木古内町後期高齢者医療特別会計決算認定について
23	認定 第4号	平成24年度木古内町国民健康保険病院事業会計決算認定について

日程 番号	議 件 番 号	議 件 名
24	認定 第5号	平成24年度木古内町水道事業会計決算認定について
25	認定 第6号	平成24年度木古内町介護老人保健施設事業会計決算認定について
26	認定 第7号	平成24年度木古内町介護保険事業特別会計決算認定について
27	認定 第8号	平成24年度木古内町介護サービス事業特別会計決算認定について
28	認定 第9号	平成24年度木古内町下水道事業特別会計決算認定について

平成25年 9月 9日

木古内町議会
議長 岩 館 俊 幸 様

木古内町議会 議会運営委員会
委員長 吉 田 ・ 幸

議会運営委員会報告書

平成25年第3回木古内町議会定例会開催にあたり、本委員会に付託された議会運営に関する件について、会議規則第41条第1項の規定により報告いたします。

記

1. 会議開催状況

開催日	出席委員	欠席委員	説明員	事務局
25. 8. 22	吉田、平野 又地、竹田 新井田	なし	なし	山本 近藤
25. 9. 6	吉田、平野 又地、竹田 新井田	なし	副町長、総務課長	山本 近藤

2. 平成25年第3回木古内町議会定例会における議会運営について

- (1) 今定例会の会期については、9月9日から17日までの9日間としたい。9日は本会議を開催し、一般質問、条例制定等の議案審議及び平成24年度各会計決算認定の上程を行う。
- (2) 議事日程については、別紙配布のとおりである。
議事日程番号9から11まで、議事日程番号20から28までは一括議題とする。
なお、重要な案件については議会運営委員会を開催することとし、議事日程の追加や変更は議長に一任する。
- (3) 付議案件は、議案9件、報告1件、同意案2件、認定9件、発議案2件である。
- (4) 一般質問者は2名であり、通告順により質問者ごとに行うこととする。

議長諸報告（平成25年第3回定例会提出）

平成25年第2回木古内町議会定例会（6月13日）以後における諸会議等の開催・出席状況は次のとおりである。

月 日	出席した会議等名称	場 所	出席者	備 考
6月17日	例月現金出納検査	第2研修室	又地	
6月18日	第2回議会だより編集特別委員会	第5研修室	全委員	
6月22日	竹田實氏 叙勲受章祝賀会	石川屋	全議員	
6月25日 ～26日	平成25年度渡島総合開発期成会札幌要望	札幌市	議長	
6月27日 ～28日	北海道町村議会議長会主催議員研修会	札幌市	福嶋、又地、佐藤 吉田、平野、笠井 新井田、副議長、議長	
7月3日	第2回総務・経済常任委員会	第5研修室	竹田、新井田、福嶋 佐藤、吉田、平野 笠井、東出、岩館	
7月4日	平成25年第4回渡島西部広域事務組合議会 臨時会	福島町	佐藤、新井田、議長	議長に報告 議員に配布済み
7月5日	北海道新幹線開業に向けた「木古内感動戦略」 推進の集い	中央公民館	議長他	
7月7日	知内町名誉町民（前知内町長）脇本哲也氏 「旭日小綬章」受章を祝う会	知内町	議長	
7月9日	第3回総務・経済常任委員会	第5研修室	全委員	
7月10日	例月現金出納検査	第2研修室	又地	
7月12日	第30回全日本少年軟式野球北海道大会	知内町	議長	
7月17日 ～19日	平成25年度渡島西部四町議会議員連絡協議会 視察研修	余市町 当別町	佐藤、平野、副議長	議長に報告 議員に配布済み
7月19日	A L T（外国語指導助手）の送別会	石川屋	議長	
7月20日	第18回JA夏まつり	知内町	副議長	
7月22日	第3回議会だより編集特別委員会	第5研修室	全委員	
7月23日	第4回総務・経済常任委員会	第5研修室	全委員	
8月1日	平成25年第5回渡島西部広域事務組合議会 臨時会	福島町	佐藤、議長	議長に報告 議員に配布済み
8月2日	平成25年度南渡島地区乳牛共進会	幸連育成牧野	佐藤、吉田、笠井 議長	
8月8日	山形県議会総務常任委員会現地調査	第5研修室	議長	
8月9日	例月現金出納検査	第2研修室	又地	

月 日	出席した会議等名称	場 所	出席者	備 考
8月15日	きこない咸臨丸まつり2013開会式	産業会館前	議長	
	咸臨丸パレード	町内	議長	
	佐女川神社例大祭	佐女川神社	議長	
8月16日	佐女川神社例大祭	佐女川神社	議長	
8月17日	佐女川神社例大祭	佐女川神社	議長	
8月18日	西野神社例大祭	西野神社	議長	
8月19日	古泉神社例大祭	古泉神社	新井田	
8月19日	平成25年度（通算44回）木古内町都市計画審議会	第2研修室	吉田	議長に報告 議員に配布済み
8月20日	塩釜神社例大祭	塩釜神社	平野	
8月20日 ～21日	北海道町村議会議長会主催広報研修会	札幌市	新井田、福嶋、吉田	議長に報告 議員に配布済み
8月22日	第5回総務・経常任委員会	第5研修室	全委員	
8月22日	第6回議会運営委員会	第5研修室	全委員、正・副議長	
8月23日	A L T（外国語指導助手）の歓迎会	スキー場ロッジ	議長	
8月26日 ～27日	渡島・檜山町村議会議長会連絡会議	上ノ国町	議長	
8月28日 ～29日	平成25年度渡島総合開発期成会東京要望	東京都	議長	
9月2日	平成25年第2回渡島西部広域事務組合議会定例会	福島町	佐藤、新井田、議長	議長に報告 議員に配布済み
9月6日	第7回議会運営委員会	第5研修室	全委員、正・副議長	

平成25年 9月 9日

木古内町議会
議長 岩 館 俊 幸 様

木古内町議会 総務・経済常任委員会
委員長 竹 田 努

総務・経済常任委員会所管事務調査報告書

このことについて、当委員会の調査について、会議規則第41条第1項の規定により報告いたします。

記

1. 会議開催状況

開催日	出席委員	欠席委員	説明員	事務局
25.6.3	竹田、新井田、福嶋、又地 佐藤、吉田、平野、笠井 東出、岩館	なし	大野副町長 福田まちづくり新幹線課長 中尾新幹線振興室長、吉田（宏）主査 中山主査、木村産業経済課長、東主査 羽沢主任、若山建設水道課長 小池主幹、構口主査、木本主任 岩本主任	山本 近藤
25.7.3	竹田、新井田、福嶋、佐藤 吉田、平野、笠井、東出 岩館	又 地	大野副町長、新井田総務課長 幅崎主査、山下主査 福田まちづくり新幹線課長 中尾新幹線振興室長、吉田（宏）主査 加藤（隆）主査、中山主査 若山建設水道課長、小池主幹 構口主査	山本 近藤
25.7.9	竹田、新井田、福嶋、又地 佐藤、吉田、平野、笠井 東出、岩館	なし	大野副町長、野村教育長 佐藤生涯学習課長、渋谷主幹 平野（智）主査、西山主査、畑中主査 加藤（崇）主査、木元（豊）主任 石川主事、若山建設水道課長 構口主査	山本 近藤
25.7.23	竹田、新井田、福嶋、又地 佐藤、吉田、平野、笠井 東出、岩館	なし	地本病院事務局長	山本 近藤
25.8.22	竹田、新井田、福嶋、又地 佐藤、吉田、平野、笠井 東出、岩館	なし	大野副町長、木村産業経済課長 藤谷主幹、東主査、堺主査、羽沢主任 柏谷主事、福田まちづくり新幹線課長 中尾新幹線振興室長、中山主査 福井主任、地本病院事務局長	山本 近藤

2. 所管事務調査項目

総務課

- ①工事契約について
- ②防災計画について

まちづくり新幹線課

- ①第5次木古内町振興計画の検証について（継続）
- ②駅周辺整備事業について
- ③観光交流センターについて

教育委員会

- ①中央公民館及びスポーツセンターの耐震不足に対する対応について
- ②旧鶴岡小学校利活用の進捗状況及び施設の維持・管理について
- ③旧中学校の利活用について
- ④パークゴルフ場の維持管理及び運営状況について

産業経済課

- ①はこだて和牛ブランド化推進事業について
- ②観光おみやげ品開発支援事業について
- ③駅前景観統一事業について

3. 調査報告

総務・経済常任委員会所管の事務について調査を行った結果、当委員会として次のとおり報告いたします。

(1) 第5次木古内町振興計画の検証について

本年度を最終年度とする第5次木古内町振興計画について、4回にわたり事務調査を行う中で振興計画の検証を行った。

検証は、全委員が各章ごとに個別に評価し、最も多かった評価を各章ごとの評価とした。各章ごとの評価としては、行政やまちづくり委員会による評価と同評価のもの、あるいは評価が下がったものもあるが、結果としての全体評価は、行政やまちづくり委員会から出された評価と同様の「B評価」となった。

評価に際しては、各節ごとに全委員から種々、多様な提言やコメントを加える中で、以下について、現在策定中である第6次振興計画に十分、意見反映されるよう申し入れを行った。

- ①評価は行政が行うのではなく、策定に携わったまちづくり委員会が行うこと。
- ②振興計画の策定にあたっては数値目標を掲げ、だれが見てもわかりやすい計画とすること。
- ③評価は、各課ごとの相互連携・相互調整を図ったうえで行うこと。
- ④財政的裏付けに基づいた、実効性のある計画とすること。
- ⑤評価・コメントを十分勘案した中で、計画の策定にあたること。
- ⑥評価（中間評価を含む）は、まちづくり委員会・行政はもとより、議会も行うこととする。

(2) 中央公民館及びスポーツセンターの耐震不足に対する対応について

中央公民館、スポーツセンター及び旧老健施設について、平成24年度建築物耐震診断業務を行った旨の報告があった。

耐震診断結果として、旧老健施設は耐震不足とはなっていないが、中央公民館はRC造部分と鉄骨造部分、スポーツセンターはRC造部分について耐震不足であることが判明した。

また、中央公民館は煙突の強度不足及び事務所棟の耐力壁の不足、あわせてスポーツセンターを含め吊り照明器具・暖房ヒーターの落下防止についての指摘事項もあった。

耐震診断結果後、改修工事の優先順位や補助事業の活用方法等について協議が行われてきたところである。

耐震改修工事のスケジュールは、避難所となっている中央公民館の耐震改修工事を優先し現在、耐震改修工事实施設業務を委託中であり、耐震改修工事の完了予定は平成27年2月となっている。

工事期間中の貸し館業務については、利用者に影響が出ないように調整を進めるということであるが、避難所となっている施設でもあり、特に講堂は各種式典やイベント等で利用される機会が多いことから、可能な限り改修工期を前倒して実施するよう強く求めるものである。

なお、スポーツセンターの耐震改修工事については、中央公民館の耐震改修工事が終了後、実施する予定となっている。

平成25年9月9日（月）第1号

- 開会日時 平成25年9月9日（月曜日）午前10時00分
○ 閉会日時 平成25年9月9日（月曜日）午後 3時57分
-

・出席議員（10名）

1番	福嶋克彦	6番	竹田努	
2番	又地信也	7番	笠井敬吾	
3番	佐藤悟	8番	新井田昭男	
4番	吉田裕幸	副議長	9番	東出洋一
5番	平野武志	議長	10番	岩館俊幸

・欠席議員（なし）

・地方自治法第121条の規定により説明のため出席した説明員

町長	大森伊佐緒
副町長	大野泰
病院事業管理者	小澤正則
総務課長	新井田勝幸
町民税務課長	大瀬政廣
会計管理者	大瀬政廣
保健福祉課長	中島茂行
まちづくり新幹線課長	福田伸一
まちづくり新幹線課新幹線振興室長	中尾敦
産業経済課長	木村春樹
建設水道課長	若山忍
病院事業事務局長	地本隆利
教育長	野村広章
生涯学習課長	佐藤宏生
給食センター長	佐藤宏生
農業委員会事務局長	木村春樹
代表監査委員	森井俊郎

・本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長	山本哲
議事担当主査	近藤真恵子

(午前10時00分 開会)

開 会 ・ 開 議 の 宣 告

○議長(岩館俊幸君) ただいまから、平成25年第3回木古内町議会定例会を開会いたします。
ただいまの出席議員は10名でございます。
よって、地方自治法第113条の規定による議員定足数に達するので、会議は成立いたしました。
ただちに本日の会議を開きます。
本日の議事日程及び説明員は、別紙配付のとおりであります。

会 議 録 署 名 議 員 の 指 名

○議長(岩館俊幸君) 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。
会議録署名議員は、会議規則第118条の規定により議長から指名をいたします。
2番 又地信也さん、3番 佐藤 悟さん、以上、2名を指名いたします。

議 会 運 営 委 員 会 報 告

○議長(岩館俊幸君) 日程第2 議会運営委員会報告。
平成25年6月13日に開かれました、平成25年第2回木古内町議会定例会において調査をお願いした、議会運営に関する件について報告を求めます。
議会運営委員会 委員長 4番 吉田裕幸さん。

○4番(吉田裕幸君) 平成25年9月9日 木古内町議会 議長 岩館俊幸様。木古内町議会運営委員会委員長 吉田裕幸。
議会運営委員会報告書。
平成25年第3回木古内町議会定例会開催にあたり、本委員会に付託された議会運営に関する件について、会議規則第41条第1項の規定により報告をいたします。

記 1 会議開催状況。
会議開催状況につきましては下記のとおりでありますので、省略をさせていただきます。

2 平成25年第3回木古内町議会定例会における議会運営について。

(1)今定例会の会期については、9月9日から17日までの9日間としたい。9日は本会議を開催し、一般質問、条例制定等の議案審議及び平成24年度各会計決算認定の上程を行う。

(2)議事日程については、別紙配布のとおりである。
議事日程番号9から11まで、議事日程番号20から28までは一括議題とする。
なお、重要な案件については議会運営委員会を開催することとし、議事日程の追加や変更は議長に一任する。

(3)付議案件は、議案9件、報告1件、同意案2件、認定9件、発議案2件である。

(4)一般質問者は2名であり、通告順により質問者ごとに行うこととする。

以上であります。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長(岩館俊幸君) ただいまの、議会運営委員会委員長の報告に対する質疑を許します。
質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

○議長(岩館俊幸君) 質疑がないようですので、報告を終了いたします。

会 期 の 決 定

○議長(岩館俊幸君) 日程第3 会期の決定についてを議題といたします。

今定例会の会期につきましては、ただいま議会運営委員会委員長より報告のとおり、本日から9月17日までの9日間といたしたいと存じますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ声あり)

○議長(岩館俊幸君) 異議ないものと認めます。よって、今定例会の会期につきましては、本日から9月17日までの9日間と決定をいたしました。

議 長 諸 報 告

○議長(岩館俊幸君) 日程第4 議長諸報告。

議長諸報告につきましては、別紙配布のとおりであります。

なお、渡島総合開発期成会札幌要望が6月26日に行われており、特に、松前半島道路の早期整備並びに北海道新幹線札幌延伸に係る工期の短縮について、強く要望してきております。

また、8月29日には東京要望が行われ、道南地域におけるドクターヘリ導入に向けた地域合意がなされたことから、地域住民の安全・安心な生活のためドクターヘリの円滑な運航が図られるよう、ドクターヘリ運航経費に関しての財政的支援について、強く要望してまいりました。

総務・経済常任委員会所管事務調査報告

○議長(岩館俊幸君) 日程第5 総務・経済常任委員会所管事務調査報告。

平成25年6月13日に開かれました、平成25年第2回木古内町議会定例会において調査をお願いした、総務・経済常任委員会所管事務調査についての報告を求めます。

総務・経済常任委員会 委員長 6番 竹田努さん。

○6番(竹田努君) 平成25年9月9日 木古内町議会議長 岩館俊幸様。木古内町議会総務・経済常任委員会委員長 竹田努。

総務・経済常任委員会所管事務調査報告書。

このことについて、当委員会の調査について、会議規則第41条第1項の規定により報告い

たします。

1. 会議の開催状況につきましては、6月3日から8月22日までの間に5回の開催をしてきたところであります。

次に、2番目の所管事務調査項目につきましては、総務課の工事契約ほか11件の事務調査を行ってきたところであります。

3. 調査報告。総務・経済常任委員会所管の事務について調査を行った結果、当委員会として次のとおり報告いたします。

(1) 第5次木古内町振興計画の検証について

本年度を最終年度とする第5次木古内町振興計画について、4回にわたり事務調査を行う中で振興計画の検証を行った。

検証は、全委員が各章ごとに個別に評価をし、最も多かった評価を各章ごとの評価とした。各章ごとの評価としては、行政やまちづくり委員会による評価と同評価のものもあり、あるいは評価の下がったものもあるが、結果としての全体評価は、行政やまちづくり委員会から出された評価と同様の「B評価」となった。

評価に際しては、各節ごとに全委員から種々、多様な提言やコメントを加える中で、以下について、現在策定中である第6次振興計画に十分、意見反映されるよう申し入れを行った。

①評価は行政が行うのではなく、策定に携わったまちづくり委員会が行うこと。

②振興計画の策定にあたっては数値目標を掲げ、だれが見てもわかりやすい計画とすること。

③評価は、各課ごとの相互連携・相互調整を図ったうえで行うこと。

④財政的裏付けに基づいた、実効性のある計画とすること。

⑤評価・コメントを十分勘案した中で、計画の策定にあたること。

⑥評価（中間評価を含む）は、まちづくり委員会・行政はもとより、議会も行うこととする。

(2) 中央公民館及びスポーツセンターの耐震不足に対する対応についてであります。

中央公民館、スポーツセンター及び旧老健施設について、平成24年度建築物耐震診断業務を行った旨の報告があった。

耐震診断結果として、旧老健施設は耐震不足とはなっていないが、中央公民館はRC造部分と鉄骨造部分、スポーツセンターはRC造部分について耐震不足であることが判明した。

また、中央公民館は煙突の強度不足及び事務所棟の耐力壁の不足、あわせてスポーツセンターを含め吊り照明器具・暖房ヒーターの落下防止についての指摘事項もあった。

耐震診断結果後、改修工事の優先順位や補助事業の活用方法等について協議が行われてきたところである。

耐震改修工事のスケジュールは、避難所となっている中央公民館の耐震改修工事を優先し現在、耐震改修工事实施設設計業務を委託中であり、耐震改修工事の完了予定は平成27年2月となっている。

工事期間中の貸し館業務については、利用者に影響が出ないように調整を進めるということであるが、避難所となっている施設でもあり、特に講堂は各種式典やイベント等で利用される機会が多いことから、可能な限り改修工期を前倒して実施するよう強く求めるものである。

なお、スポーツセンターの耐震改修工事については、中央公民館の耐震改修工事が終了後、実施する予定となっている。以上であります。

○議長(岩館俊幸君) 総務・経済常任委員会委員長の報告が終わりましたが、この委員会
は全員よる委員会でありますので、質疑を省略することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ声あり)

○議長(岩館俊幸君) 異議ないものと認めます。

以上を持ちまして、報告を終了いたします。

行 政 報 告

○議長(岩館俊幸君) 日程第6 行政報告。

町長諸報告並びに教育長諸報告につきましては、別紙配布のとおりであります。

なお、町長から行政報告の申し出がありますので、これを許します。

町長。

○町長(大森伊佐緒君) 皆様、おはようございます。議員の皆様方には、時節柄何かとご
多忙のところをご出席を賜り、誠にありがとうございます。

第3回定例会に当たりまして、行政報告が2件ございますので、ご報告を申し上げます。

1点目は、道南地域(五稜郭・木古内間)第三セクター鉄道開業準備協議会の動向について
でございます。

本年8月9日、J R北海道に対して、経営分離される並行在来線に対する支援についての要
請を行いました。

J R北海道への要請行動ははじめてで、構成4自治体を代表して荒川北海道副知事より J
R北海道常務取締役・新幹線推進本部長に対して要望書を手渡し、6項目について要請をい
たしました。

この中で、「鉄道資産の譲渡、施設・設備の共用等に係る使用料の減免、職員の出向・人
件費の支援、函館駅までの乗り入れ、乗継運賃の割引制度」の5項目に対しては、積極的な
支援をする旨の回答がありましたが、「寝台特急列車の運行存続」については、存廃につい
ての明言はありませんでした。

今後も引き続き、継続的な支援の要請を行ってまいることとしております。

また、8月23日に開催された、第4回協議会では、法人化に向けた「経営計画の素案」をま
とめましたので、今後は、本年10月に「経営計画」を決定し、平成26年5月の「三セク会社
の設立」に向けて鋭意準備を進めていくこととしております。

2点目は、平成25年9月8日発生した火災出動についてでございます。

9月8日午前5時57分、住民のかたから「大平地区にある鶏小屋が燃えている」との通報を
受け、消防車を出動させたところ、建物は屋根が落ちて煙が上がっている状態であったため、
消火活動を行い、午前6時5分鎮火いたしました。

火災の発生場所は字木古内87番地、建物は木造平屋、面積は42.34㎡で、けが人はなく、
原因及び損害額は調査中でございます。

なお、本件に伴う出動人員等は、消防車両3台、消防職員9名でございました。

以上で行政報告を終わります。

○議長(岩館俊幸君) 質疑があれば受けたいと思いますけれども、6番 竹田努さん。

○6番(竹田努君) いま町長から、道南地域第三セクターの鉄道開業準備協議会の報告をいただきましたけれども、先般函館市例えば北斗市等のマスコミ等のこういう我々入手したのからしますと、JRの事故等のそういう要素から当初考えていたJRからの出向の人員と言いますか、スタッフを大幅に増員しなければならないというそういう要望するというような記事を目にしましたけれども、最近頻繁に行われているJRの事故等についての事故対策と言いますか、やっぱり未然に防ぐための協議と言いますか、そういうものが協議会の中でなされているのかどうなのか。そして、いろんな特急等の事故例を見ますと全部電化ではなくディーゼルなのですよね、列車が。ですから、前に我が町の交通体系の会議の中でいま現在走っている電車というか列車ではなく、いまもう函館までは電化・架線が整備されている状況の中からはしますと、電車を走らせることによってそういう火災だとかのトラブルが未然に防止できるのではないかという個人的なそういう見解を持っているのですけれども、ですから前に言ったように第三セクターに、よく江ノ島まで走っているああいう電車の中古を買い受けて、江ノ電が木古内・五稜郭の区間を走っているというPRにもなりますし、やっぱりディーゼルではなく電車という部分について木古内町からやっぱり声を上げてこの協議会の中で訴えていくべきではないかというふうに思いますけれども、その辺町長の見解を求めます。

○議長(岩館俊幸君) 町長。

○町長(大森伊佐緒君) お尋ねにあります第三セクターの経営につきまして、協議会の中では議員のお尋ねにありますように当初50名程度の総人員が必要であろうということから、現在は安全をさらに強化するという観点から人員の大幅な増員ということの説明は受けました。これにつきましては、これから同協議会の幹事会の中で協議を進めて行くことにしております。

また、ここ頻繁に発生するJR北海道の様々な事故につきましては、それぞれの原因につきましては事故調査委員会等で調査をしているところでございますが、三セクになったあとの運行予定列車というのは現在の気動車と電化でいきますとJR貨物往復51本、これが現在走る予定になっております。先ほど行政報告でお伝えしました寝台特急、増収策の一環として寝台特急の要請はしておりますが、これはまだ明確な回答はいただいておりますが、必ず走るのは気動車と電化である貨物列車ということになります。気動車の場合は比較的事故の発生が少ないわけでございますが、この電化の部分では当町内におきましても貨物列車が脱線するなど事故というのは起きやすい状態になっている。施設の老朽化など様々な要因があるのだと思いますので、こういったことがないような安全策についてこの協議会でも協議を進めていくと。そのために現在、北海道の担当セクションの中にJR北海道からの出向者も受け入れる中で、安全対策については最優先ということで協議を進めておりまして、これから様々なことが決定していくと。現段階ではいまこういった課題がありますという段階でありますので、ご理解をいただきたいと思っております。

現在の気動車につきまして、電化ということも考えてはいかがかということでございますが、まず現在の気動車を譲り受けるということで協議は進めております。その中で、この気動車、朝晩の通勤・通学を除いた場合、観光列車として地域以外のかたに乗っていただいて増

収策を図ると。こういったことも議論をしておりますので、これを電化にするとなりますとこのあとの協議ということになるかと思えます。現在は電化ということではなく、極めて安い電車を購入してあるいは譲り受けてスタートをさせるということでございますので、議員のお尋ねにありますようにもっと観光客を誘致できるような列車という中では、電化ということも一つ考えられることでございますので、これからの協議ということで捉えさせていただきたいと思えます。

○議長(岩館俊幸君) 暫時、休憩をいたします。

休憩 午前10時27分
再開 午前10時27分

○議長(岩館俊幸君) 休憩を解き、会議を再開いたします。

ほかにございませんか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

○議長(岩館俊幸君) それでは以上をもちまして、行政報告を終了いたします。

一 般 質 問

○議長(岩館俊幸君) 次に、一般質問を行います。日程第7 一般質問。

一般質問につきましては、お手元に配付の通告書によって行うことにいたします。

はじめに6番 竹田努さん。

○6番(竹田努君) 6番 竹田努です。

私の一般質問につきましては、町民による政策提言組織の立ち上げについてであります。

2015年度末の北海道新幹線開業に向けて建設工事も順調に進み、町の中には賑わいも見受けられますが、一方で、開業後の我が町がどのような変わるのかにも期待をしているところでもあります。

向こう10年を見据えた第6次振興計画も第5次振興計画の検証の上、策定に取り組んでいることと思えます。

今後のまちづくりで心配なことは、特にことしの3月頃から新聞報道等で人口減問題が頻繁に話題になっているところでもあります。

また、人口減少に加えて、高齢化率が40%を超える我が町にとっては、これからのまちづくりには避けて通れない大きな課題であると考えます。

現在行われている「まちづくり委員会」は、条例で「町民の意思が政策に反映される」となっておりますが、政策提言に対しては、どのような議論がなされているのでしょうか。

ことしの2月に開催された渡島西部四町議会議員連絡協議会の研修会で、鳥取県智頭町の町民による「100人委員会」が紹介され、委員会が企画立案をし、それを行政が予算に反映させるという「住民参加型」の新たな試みが行われている。このような紹介があったわけでありまして、この研修会には町長も同席しておりましたので十分、この智頭町の100人委員会の事例については把握していることと思えます。

我が町でも、「まちに賑わいを」ということで若手まちおこしグループ「BOF」や第一次産業に関わる青年部による活動、高齢者等がいままで培ってきた経験を活かす場として、「まちづくり委員会」とは別に「町民による政策提言」を行う組織を立ち上げ、提言等により計画を立案し、予算化に反映していくということが必要だと考えますが、町長の見解を伺うものであります。よろしく申し上げます。

○議長(岩館俊幸君) 町長。

○町長(大森伊佐緒君) 6番、竹田努議員のお尋ねにお答えをいたします。

町民による政策提言組織の立ち上げについてのお尋ねでございますが、私自身、これまで一貫して、より多くの住民の皆様のご意見に耳を傾ける姿勢で町政に取り組んでまいりました。

とりわけ、毎年開催しております町政懇談会あるいは各種審議会等におきましては、町民の皆様からのご意見をいただき、施策に反映をしております。

中でも、附属機関の審議会等におきましては、委員の公募をはじめ、町民各層、各団体からの参加をお願いし、広範な意見集約が可能となるよう努めているところでございます。

お尋ねにあります「100人委員会」の規模とは異なりますが、住民の皆様の声を町政に反映する目的は同様のものと考えております。

また、予算化に向けた提言につきましては、今後、まちづくり委員会の答申を受け、第6次の振興計画を策定いたしますので、年次計画に基づく予算執行に努めてまいります。

このようなことから、議員がお尋ねの新たな組織の立ち上げにつきましては、現在は考えてはおりません。

なお、まちづくり委員会につきましては、現在、第6次木古内町振興計画の調査、審議を行っていただいておりますが、この基本構想、基本計画の審議の過程の中で、委員の皆様方のご意見を伺っております。

ただいまは、5つの部会で協議した結果につきまして、全体で整理を行っている段階に入っております。

今後につきましても、広く町民の皆様方の声に謙虚に耳を傾け、振興計画に基づく施策の推進に向けて努力を続けてまいりたいと考えております。

○議長(岩館俊幸君) 6番 竹田努さん。

○6番(竹田努君) 町長からいま答弁をいただきましたし、新たな組織づくりはしないという、それはそれでいいのですけれど。やはり、確かにいま毎年行っている町政懇談会、町長がいま答弁されましたいろんな審議会の場、あるいはそういうまちづくり委員会が一番基本となる振興計画含めたそういう部分の調査・研究、そして企画・立案までしているという機関ですから、それもそれがそうだとすればそうなのかなというふうに思いますし、当然町長がいま答えているように、町民の声を聞く場はいろんな機会をもってやっているということなのですが、はたして活気がある、前段私が申し上げたのは、いまいろんなマスコミの中でも人口が「あと10年先、20年先になったらこういう数字になる」という部分がもう示されているのです。このことは町民も認識してきていると思うのですよ。それに加えて高齢化、現在は40%ですけれども「あと5年したらどうだろう、10年後にはどうなのだろう」となった場合、いま40%だからあと10年したら、数字のことは私は詳しく承知はしてないですけども、「50%になったらどうする」というやっぱりそういう部分を考えますと、もう少しいま

新幹線を含めた木古内は変わろうとしているこういう時期であるというふうに思うのですよ。やっぱり町民の熱意のあるそういう声、それを吸い上げるというのが大事だと思うのです。町長は「いろんな機関の中でそういう声を聞いていますよ」とのことなのですが、議会としてもいろんな議会懇談会をここ何年、毎年いろんな団体、高齢者の団体、各町内会長さんとの懇談だとか、そして2年くらい前から一次産業、農業団体、漁業団体そして商工というようなことで、そしてそれぞれのやったあとで一堂に会して3団体との議会との懇談もした中で、やはりこういう場が必要だという若者が訴えているのです。自分達がなかなかそういうものを「集まってみんなで相談しよう、協議しよう」といっても、「誰がそうしたら音頭を取るんだ」ということになってしまうのですよ。ですから、そこをそういう部分に対して行政が少し手を差し伸べて、そういうグループとの懇談・協議の中で、別に委員会を作らなきゃいけないということではなく、そういう場からいろんな声を吸い上げるということが大事だろうというふうに思うのですよね。去年は、本日傍聴にいらしているリロナイ学園の皆さんとも議会として懇談をそういう場を設けました。そして、ことしは町内のまちおこしグループの組織「BOF」との意見交換等も行う予定でもありますし、議会は議会の立場でそういう懇談だとかあれします。やっぱり、毎年やっている町政懇談会も大切だと思うのです。ただやっぱり、地域の集まるそういう要因等も考えますとやっぱり町政懇談会ではなく、やっぱり何と言うか思い切った何かを変えていかないとそれに飛びつかないという部分があるのではないのかなとふうに思うのですよね。ですから、町政懇談会ではなく、例えば「出前町長室」というようなことで、町長・副町長くらいで地域に出向いているんなやっぱり車座でいろんな意見を吸収するだとか、そういうことが大事ではないかなというふうに思っているところであります。

それで、当初まちづくり委員会等がいま町長が先ほど答えたわけですけど、当初のまちづくり委員会といまのまちづくり委員会では若干思惑が違うのかなというふうに思っています。私の認識している部分であれば、当初のまちづくり委員会というのは町長の政策提言を束ねるといってそういうものを積み上げるどちらかと言えば委員会という、そこに振興計画も関わってきたわけですけど、いまの委員会の構成はどうでしょう。公募2名、あとは各団体からの推薦で成り立っている委員会であります。そういうことからすれば、私の言いたい町民の声という部分については、十分に反映されるのだろうかというそういう心配があるわけですから、この委員会を別にたくさん作ってほしということではなく、そういう高齢者を含めた若手とのそういう場づくりをどこかできっかけづくりをすべきだというふうに考えますので、その辺について再度町長の見解を求めます。

○議長(岩館俊幸君) 町長。

○町長(大森伊佐緒君) それでは、まず後段のまちづくり委員会につきまして、当初の委員会と現在の委員会での違いについてのお尋ねでございますが、これは時代の流れによりまして委員会の性格も変わってくる。その時々状況に合わせて、より良い委員会を構成していくというのが理でございますので、これはこのような形で現在行われております。

また、構成の内容でご指摘がございましたが、公募が少ないからこの委員会が良くないとか、各団体からの参加が少ないから良くないとか、こういったことは馴染まないかと思いません。それぞれ、委員の皆様はご自身の政策をしっかりと委員会の中で発言をされ、それを私どもも真摯に受け止めているということでございます。

次に、議員のお尋ねにあります住民の皆様方のご意見に耳を傾けていくことの大切さ、これは私も同感でございまして、このためには様々な手法があるかと思えます。議員のお話しされている、こちらから出向いて行くことも必要でしょうし、またこれまで話し合いをしたことのない団体の皆さんとの意見交換も大事かと思えます。

まちづくり委員会では、大局的な町の施策等について議論をしていただいております。そしてまた、町政懇談会では地域の課題を町内会あるいは地域単位でそれぞれの町内会の会長さんがまとめてくださって、それでの意見交換をしていると。

また、昨日は大川神社の例大祭がございましてそちらのほうに伺ってまいったわけですが、その直会の席で現在江差線の廃止に伴うバス転換という、まさに地域の皆様が直接必要とする、そして来年の5月という時期も迫っているということで、短い時間ではありましたが皆さん方の熱いを伺い、これを我々どもも施策に反映をしていかなければならないというふうにも感じました。様々な場面で住民の皆様の声聞くことが必要であるということは一緒でございまして。また、議会の取り組みの中でも数年前から大変油濃い、密度の濃い懇談会を設けられておりますので、また議会の皆様が伺ったことも一緒にまた教えていただいととも政策を考えると、こういったことも大事でございまして、今後とも議員のご指摘のように努めてまいりたいと考えております。

○議長(岩館俊幸君) 6番 竹田努さん。

○6番(竹田努君) 町長からの答弁で、これ以上の部分は出てこないのかなというふうに思っています。ただやっぱり、強調したいのは若い人とのそういう一つの声を吸い上げるというか聞くそういう場、あるいは本当に高齢者の立場になった、例えば冬の問題、除雪の問題等についても直接生の声を聞くような、そういう場作りをしていただきたいということを申し上げてこれで私の一般質問を終えたいと思います。どうもありがとうございました。

○議長(岩館俊幸君) 竹田努さんの一般質問を終了させていただきます。

次に、5番 平野武志さん。

○5番(平野武志君) 5番 平野武志です。

本日は1項目、内容については大きくわけて二つぐらいになりますが、事前に通告しておりますので質問させていただきます。

表題につきましては、失業者の就労支援と生活保護受給者の自立支援についてでございます。

はじめに、失業者についての支援策についてお伺いします。

世界的に失業率の増加が問題にもなり、安定した生活が困難な世帯が増えてございます。我が町においても、若年層から働き盛りの30代・40代・50代までのかたの失業者が少なくないと私自身は把握しております。

予算化やソフト面での施策等、様々な失業者対策事業が考えられますし、定住・移住対策の視点からも大変重要な問題だと思います。

質問内容につきましては、項目ごとに番号にわけてお聞きいたします。

①番目といたしまして、木古内町の年代別の失業率は把握しているのでしょうか。

②番目といたしまして、町内企業の実態でございまして。町内の企業の従業員数ですとか、地元の町民のかたの雇用率だとか、その辺を把握しているかどうかでございまして。

③番目といたしましては、町外を含めた雇用募集の斡旋状況についてでございまして。

④番目といたしましては、就業相談者への現在の行政の対応と新しいコーナーを新設する考えがないかというようなこととございます。

⑤番、これは③番と関連するのですけれども、ハローワーク以外にも他市町や求人情報誌との提携をもっと取っていけないのかということなんです。

⑥番目、新規企業者への援助策の拡大でございます。この辺については、商工会と連携した新しい企業者の支援策がいろいろ全国的にも市町村で執り行っているところもございまして、我が町木古内についてはどのような考えをもっているのかお伺いいたします。

⑦番目といたしましては、出稼ぎのかたへの支援策は考えられないかということとございます。

最後の⑧番目、失業対策事業費、現在は木古内町はこのような予算化をしておりませんが、今後予算化をしてこの失業者を救っていくという考え方はもっているのかどうかということが項目⑧番まででございます。

全体といたしましては、⑧番までのいま言った質問事項を加味した中で、木古内町としての失業者の救済を図るための支援策を今後、どのように取り組んでいくのか町長の考えをお伺いいたします。

次に、生活保護受給者の自立支援についてお伺いいたします。

こちらも、全国的に生活保護受給者率が上昇し続け、社会問題にも発展しております。

木古内町の受給者数はここ数年減少しておりますが、それは人口減に伴うもので、保護率は実際は上昇しているところとございます。また、管内平均も数パーセントとございますが木古内町は上回っているという状況があります。

受給者は様々な状況で受給されていると思うのですけれども、それぞれの年代でしたり体調でしたりそのようなことを把握した中で、いま現在の木古内町としての自立支援策の内容、また今後の見解をどのように考えているのかお伺いいたします。

○議長(岩館俊幸君) 町長。

○町長(大森伊佐緒君) 5番、平野武志議員のお尋ねにお答えをいたします。

まずはじめに、失業者への支援策につきましては、前段8項目のお尋ねがございまして、順にお答えをいたします。

まず、1点目の年代別の失業率につきましては、北海道における平成24年度の完全失業率は全体で5.2%。これに対して、男性が20歳から24歳が10.9%と高い傾向を示しております。

なお、当町独自のデータはございません。

2点目の町内企業の実態につきましては、ハローワークの資料によりますと、平成24年度現在におきまして、事業所数359、従業員数2,074人となっております。

なお、町民雇用率は私、町としての調査対象となっておりませんので、当町独自での調査については行っておりません。これは、商工会のほうが詳しくデータをお持ちかと思っております。

3点目の町外を含めた雇用募集の斡旋状況につきましては、ハローワークより一般常用編、パート編につきましては毎週、渡島西部4町編は毎月、求人情報が送付されておりますので、それぞれ庁舎1階の求人掲示板に掲示をしております。

また、町内の求人につきましては、相談や掲示依頼のあったものは同様の扱いとしております。

お尋ねの斡旋につきましては、届け出が必要になります。所定の講習を受講した職業紹介

責任者を配置しなければならないと、このようになっておりますので、当町におきましては、ハローワークを通して求職活動を基本と捉えておりますことから、届け出や有資格者の配置は行ってないのが現状でございます。

4点目の就業相談者への現在の対応と相談コーナー新設につきましては、担当者が相談を受けたものは随時対応をしております。状況の把握、そしてアドバイスなどに努めております。

また、渡島西部通年雇用促進協議会におきまして、企業向けの通年雇用セミナーとともに、町外企業による就職相談会を開催しております。

5点目のハローワーク以外にも他市町の求人情報誌との提携につきましては、現在、ハローワークが渡島西部4町の求人を取りまとめ、求人情報として周知をしております。

求人情報誌につきましては、発行元と協議をして、庁舎内に置くということは可能と考えております。

6点目の新規企業者への援助策の拡大につきましては、現在、当町では、企業振興促進条例に基づき、固定資産税の減免制度を定めております。

このほか、北海道の条例に基づき、道と町が助成する制度もあり、これらは個別具体事案によりそれぞれ検討をしていくということになります。

これ以上の拡大ということになりますと、財源が伴うこともございますので、北海道新幹線関連事業に集中している今日におきましては、大変困難な状況にあります。これも、個別具体の事案に基づいてそれぞれ協議を進めることが必要かと思えます。

7点目の出稼ぎのかたへの支援策につきましては、現在、当町では、町政広報を送付するなど、ふるさと木古内の情報を提供しております。

また、航空会社の割安チケットの手配についても行っておりますが、航空会社の割引制度が充実してきておりますので、利用はほとんど皆無というのが現状でございます。

また、出稼ぎ手帳の発行数は20冊と出稼ぎ者の数は減少してきており、新たな支援策につきましては検討をしておりません。

8点目の失業対策事業費としての予算化につきましては、以前は失業対策事業費として数百万円を予算計上し、10名程度の雇用を図り、除雪作業などに従事していただいた経緯がございますが、事業効果や当町の財政状況などを勘案し、平成11年度を最後に事業を中止しております。

通年雇用対策といたしましては、今後も渡島西部通年雇用促進協議会での事業に参画してまいりたいと考えております。

以上、8項目につきましてご説明をいたしましたが、失業対策につきましては、時々の経済状況とも密接に関係しておることから、一つの自治体の枠を超えて都道府県レベル、あるいは国レベルでの施策が必要不可欠と考えます。

当町におきましては、平成23年度より国の緊急雇用創出推進事業、これは解雇された失業者を救済する目的で実施されている事業でございますが、この事業を実施しておりますが今後も国や道の事業を十分確認をしながら、継続して活用してまいりたいと考えております。

次に、生活保護受給者の自立支援についてのお尋ねでございます。

まずはじめに、当町的生活保護率につきましては2.6%で、渡島管内9町の平均が2.42%でございますので、0.22%上回っており、管内では9町の中の5番目となっております。

また、過去5年間に於いて大きな比率の増減はございません。

詳細につきましては、本年4月30日現在の生活保護受給世帯数は110世帯で、その内訳は、高齢世帯が67、母子世帯が3、障害世帯が16、傷病世帯が18と、合計104世帯が就労が困難な世帯でございます。残る6世帯中、5世帯が現在就労をしている世帯です。1世帯が就労に際しての活動をしている世帯でございます。

お尋ねの自立支援の現状につきましては、道と自治体との役割分担が定められており、支援事業は北海道渡島総合振興局が窓口となり、全ての業務を行っております。

具体的には、道のケースワーカーにより、就労可能なかたに、その人に合った研修や講座を受講していただき、収入を得られるような環境を整えていく。そういったことを行い、自立を促していくということを積極的に行っております。

一方、私ども自治体での窓口でございますが、私どもの仕事は保護費の支給、生活保護申請の相談、生活保護申請の受付、通院の医療券発行事務などのほか、保護者と担当ケースワーカーとの連絡が主な業務となっております。

就労活動を促す自立支援につきましては、振興局のケースワーカーと保護受給者との間で直接進められますことから、自治体では個人情報保護の観点から詳細な状況把握を得るということは極めて難しい状況ではありますが、当町といたしましては、渡島総合振興局からの問い合わせや相談があった際には、本人の生活環境などに十分考慮しながら、希望に添えるよう情報提供を行っており、今後も継続して該当となる方々の自立支援に役立てるよう努めてまいりたいと考えております。

○議長(岩館俊幸君) 5番 平野武志さん。

○5番(平野武志君) まずをもちましては再質問でございますけれども、失業者の部分について8項目を提示したわけでございますが、その1番と2番につきましては、こちらについては町内のかたの現状を把握どの程度しているのかという部分については、町独自の失業率のパーセンテージがわからない、あるいは町内の企業者の就業者数はわかるけれども町内のかたがどの程度勤めているのかのデータはないというようなお話しいただきましたけれども、こちらは木古内町の事務組織規則というものがあると思うのですけれども、その中で事務処理を行わなければならない項目にも水産商工グループの担当でしょうけれども、ナンバー17からですが労働事情の調査に関する事で職業訓練・職業援護相談に関する事と記されております。当然、これは規則の中での項目ですから当然決裁も進んでいると思うのですけれども、私はこの1番、2番の現状を把握していま言うような項目の事務処理を進めるべきだと思うのですけれども、それがなければなかなか進みづらいのではないかなと私自身は思うのですけれども、いま言われた項目もう一度言いますね。木古内町事務組織規則、こちらの労働事情の調査に関する事。これがいわゆる町内のかたの労働事情の調査。先ほど町長がわからないと言った町内のかたがどれだけ企業に勤めているかということではないのでしょうか。あるいは職業訓練・職業援護相談に関する事。こちら町内のかたがどの程度、どういう失業率なのかということがわからなければこの事務内容というのは進まないのではないのかなというふうに考えますので、いま現在の組織・規則の中でこの項目でどのような内容で進めているという内容についてお知らせください。

まずは、その部分だけ再質問させていただきます。

○議長(岩館俊幸君) 産業経済課長。

○産業経済課長(木村春樹君) 産業経済課の木村です。

ご指摘の通り、事務規則調査のほうに掲載されているというのは認識しております。労働事情調査についてということで、かなり抽象的な記載になっております。先ほど町長のほうから説明した通り、ハローワークやあるいは北海道からの労働力調査の係数について確認した上で、木古内町の状況というのはある程度把握しているというふうに認識しておりますので、それをもって町内の状況あるいは北海道や全国的な状況等を勘案した中で、木古内町のおかれている立場というのは認識しております。

また、職業援護相談についてということなのですが、以前はかなり前は職業援護相談所というところを開設しておりました。これについては、季節労働者やあるいは季節的な失業対策についてどのように対応していくかということで行っておりました。労働状況が先ほど出稼ぎ労働者の数字等もお示したように、時代とともに変わりつつあります。現在は、やはり通年雇用の労働者に対してどのような支援策をしていくのかということで、これについてはやはり経済状況などと密接に関連しておりますので、一つの自治体のみではなかなか解決に困難性があるということで、ほかの自治体あるいは都道府県と連携しながら国の施策を見据えて展開しているというのが状況でございます。以上です。

○議長(岩館俊幸君) 5番 平野武志さん。

○5番(平野武志君) いまの担当課長からの答弁でもわかる通り、この項目自体が非常に大雑把なものであるとか、国の施策の通り進んでいるという言葉を上申しておりますけれども、我が町としてはどうなんだということを聞いているわけですよ。木古内町の役割はわかっていると言いつつも実際、町内のかたの失業率のデータもわからないと。では、そのデータもわからないし何人いるのかもわからない、どこの町内会にどうなんだ。「わからないけれども国の施策に則って進めますよ」と言ってもこれは失業者のかたが納得するわけもなく、なぜこのような質問をするのかという根底にはやはり町内在住のかたから、実際失業されているかた何人かからお話を聞いて、ハローワークには当然自分の足で行ける人は行きますよ勿論。個人の努力はもちろん大事なのですが、そういう失業者をしているかた、「町だったり国だったりどのように応援してくれているのか」ということを制度もわからなければ、役場に相談に行ったらハローワークの先ほど4町のともいいましたけれども、それはまだ貼っていないと言いましたけれども、そういう案内はありますからという程度に納まっているのですよね。

私は、木古内町自身が田舎ですよ。日本国は景気が回復しているというような数値が出されております。また、「オリンピックの誘致で賑わって今後経済が活性化していくのではないか」という話もありますけれども、北海道、特に郡部においてはその兆しさ見えなというのが現状ではないでしょうか。いま現在の失業者の支援をするのを考えるのはもちろんですが、今後消費増税や景気の低迷でさらに厳しい状況になるということも考えられます。近い例を言いますと、ヨーロッパでは過去に例を見ない最悪の失業率になってから国を挙げて大々的に予算を投入し支援策に取り組んでいます。いま町長答弁でも課長答弁でも出てきた言葉が、国だったり道の管轄その施策に則ってやっていくというお話しありましたが、我が町としてじゃあ何かできないのかとそういうことを聞いているわけでございますよ。

いま1番から8番まで聞いた通り、できることはやっているという話しは理解しました。ハ

ローワークだったり他町の部分の働き先も掲示板に案内しておりますよと。予算化については考えていないということですが、今後先ほども申し上げた通り状況が悪くなってから国や道の支援策に頼むのではなくて、後手後手ではなくて、我が町自身が取り進めることを考えてほしいという意味での質問だったわけです。そういうことをやることによって今後町内の失業者、いま現在パーセンテージを把握していないとおっしゃいましたが、どんどんパーセンテージを下げていくことが可能なのかなというふうに思います。

そこで、1個ずつやっていくとまた長くなりますので、特に考えてほしいというのは4番です。「いま現在も失業のかた就労、相談は受けますよ」という話しはされておりますが、実際失業のかたが町に失業に行っているかたは何人おられますか。ほとんどいないと思うのですよね。「役場に行ってもなかなか相談に答えてもらえない」という思いのかたが多いからです。そこで、当然新設コーナー、失業者の相談コーナーを設ける考えはありませんかという話しなのですが、新設と言いましても当然担当人数を増やせるわけでもなければ、いまもどこかの課と併用してこのような相談を受けていると思うのですけれども、町民のかたに知らしめることですよね。「困っているかたがいたら相談に乗りますよ」と。それこそがいま木古内町が進めるべく大事な施策、おもてなしの心だと思うのです。おもてなしの施策だと思うのです。町外から来るかたにおもてなしをするのももちろん大事ですが、まずは我が町の困ったかたに一つでもおもてなしを取り組むと。ジャンルはたくさんありますけれども、今回の質問に関してはその失業者のかたです。失業者のかたが木古内町に住んだら失業したけれども町が相談に乗ってくれたと、応援してくれたと。そういうふうに思えるような行政の対策・対応を取ってほしいということでございます、メインは。

それで、先ほどちょっと再質問で話をするの忘れちゃったけれども、生活保護については思ったよりも木古内町として道が管轄であるという話しですけれども、受付だったり支給あるいは相談・連絡も行っているということをちょっと私把握しきれっていませんでした。道だけが管轄だったら実際、そのかたの支給者のかたの現状をわからないで支給だけしているのではないかなということを思ったものですから、今後も先ほど町長が言われた通り、当然要は道ですか、道のほうからそのかたの現状だったりその横の連絡は取って自立支援の相談に乗っていくと。その支援を努めるという言葉いただきましたので、今後もこれからは6人ぐらいと言いましたけれども、もっともっと増えていくことも考えられますので、これは当然町として予算は出しておりませんが、これはやっぱり親、国・道が金を出すということは我々の親が出すわけですから、そこを減らしていけるものであれば減らすという観点だけではなくて、生活保護者のかたが自立できるような取り組みを町として行ってほしいと思います。

いまの質問に対しては、もう一度この失業者のかたに対して、木古内町としてもっともっと手厚く思いを援助しますよと、相談に乗りますよという発信をできませんかということについて最後、町長、担当課長でもよろしいですけれどもお聞かせください。

○議長(岩館俊幸君) 町長。

○町長(大森伊佐緒君) 失業されていて仕事を求めているかたがいま困っているという現実だとすれば、私どものPR活動が不十分だということなのかもしれませんが、これは実態を確認した上でもっとPRができること、こういったことを調査をしながらご意見をいただいた多くのかたに町に来れば相談に乗っていただけるという態勢作りに努めていきたいと思

ます。

また、平野議員がどのような失業者のかたとお会いしてお話を聞いたかはわかりませんが、失業者の中には私の知る範囲では仕事をしたくないのでいろんな理由を言う。「あそこに行ってもだめだ、ここに行ってもだめだ、この仕事は嫌だ」、選ばないで本当に仕事をしなければどこに相談に行く、友達でも町でもハローワークでも熱心に通うということができないはずなのですが、私の知り合いは残念ながらどう考えても「この仕事どう」と言う、「これはどうだとか、あれはどうだとか」とどちらかと言うとやらない理由をいろいろ言うというケースがあるものですから、おそらくそういうかたではないと思いますが、働きたいというかたが働けないという現実は大変辛いわけですので、行政としても前向きに検討をします。

○議長(岩館俊幸君) 以上をもちまして、一般質問を終了いたします。

それでは、11時25分まで暫時、休憩をいたします。

休憩	午前11時16分
再開	午前11時26分

○議長(岩館俊幸君) それでは、休憩を解き、会議を再開いたします。

報告第1号 健全化判断比率及び資金不足比率について

○議長(岩館俊幸君) 日程第8 報告第1号 健全化判断比率及び資金不足比率についてを議題といたします。

報告内容の説明を求めます。

副町長。

○副町長(大野泰君) ただいま上程になりました、報告第1号 健全化判断比率及び資金不足比率について、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定によりご報告申し上げます。

お手元に配布しております、議案の後ろのほうにあります、別紙監査委員意見書の20ページから21ページまでと議案説明資料、資料番号1の21ページから26ページを合わせてご覧いただきたいと思います。

まず、当町における、実質赤字比率、連結実質赤字比率ともに赤字額が生じていないことから、比率は算出されておられません。

次に、実質公債費比率は8.7%で、前年度より1.0%の減となっており、早期健全化基準の25%を大きく下回っております。

次に、将来負担比率は67.2%で、前年度より2.0%の増となっておりますが、早期健全化基準の350%を大きく下回っております。

次に、資金不足比率につきましては、対象となります水道事業会計、国民健康保険病院事業会計、介護老人保健施設事業会計及び下水道事業特別会計の4会計とも前年度と同様に資金不足額が生じていないことから、比率は算出されておられません。

以上、平成24年度決算における当町の各比率は、いずれも健全段階に位置づけられる算定内容となっておりますが、厳しい財政状況に変わりはないことから、今後におきましても木古内町財政収支計画をさらに推進し、比率の抑制に努めてまいります。

以上、健全化判断比率及び資金不足比率についてのご報告といたしますので、よろしくご審議願います。

○議長(岩館俊幸君) 質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

○議長(岩館俊幸君) 質疑がないようですので、以上をもちまして報告を終了いたします。

議案第1号 平成25年度木古内町一般会計補正予算(第4号)

議案第2号 平成25年度木古内町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)

議案第5号 平成25年度木古内町下水道事業特別会計補正予算(第1号)

○議長(岩館俊幸君) 日程第9 議案第1号 平成25年度木古内町一般会計補正予算(第4号)、日程第10 議案第2号 平成25年度木古内町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)、日程第11 議案第5号 平成25年度木古内町下水道事業特別会計補正予算(第1号)は、関連がございますので一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

副町長。

○副町長(大野泰君) ただいま上程になりました、議案第1号 平成25年度木古内町一般会計補正予算(第4号)について、提案理由をご説明申し上げます。

歳入歳出予算の総額に、2億3,741万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を38億7,272万1,000円とするものです。

補正の主な内容は、2款 総務費は、辺地共聴施設整備事業補助金、平成24年度歳計剰余金や普通交付税増額等について、この度の補正財源充当後の剰余分として財政調整基金への積立金及び渡島檜山地方税滞納整理機構負担金の補正です。

4款 衛生費は、風しん予防接種委託料と渡島西部広域事務組合衛生負担金に係る補正です。

6款 農林水産業費は、新嘗祭献穀献納式参加報償費と農業の担い手育成海外研修事業補助金の補正です。

8款 土木費は、下水道事業特別会計繰出金、駅周辺観光案内サイン看板整備実施設計等業務委託料、観光交流センターアクセス道路整備事業移転補償費及び佐女川団地改善事業に係る補正です。

9款 消防費は、渡島西部広域事務組合消防負担金の補正です。

10款 教育費は、木古内バレーボール少年団が北海道小学生バレーボール大会出場が決まったことによる参加費用の補正です。

14款 職員給与費は、3年に一度清算となる退職手当組合清算負担金の補正です。

なお、詳細につきましては、総務課長より説明をさせますので、よろしくご審議願います。

続きまして、議案第2号 平成25年度木古内町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について、提案理由の説明を申し上げます。

歳入歳出予算の総額に、3,119万円を追加し、歳入歳出予算の総額を8億9,317万4,000円とするものです。

補正の内容は、渡島・檜山地方税滞納整理機構負担金及び前期高齢者納付金、平成24年度の療養給付費及び高額療養費共同事業並びに特定検診事業費の確定に伴い国、道負担金の返還並びに予備費に係る補正です。

それでは、詳細について歳出からご説明申し上げます。7ページをお開き願います。1款 総務費、2項 徴税費、1目 賦課徴収費、19節 負担金補助及び交付金 94万円の追加につきましては、渡島・檜山地方税滞納整理機構へ徴収を移管した税額の確定による国保税分について国保特別会計より負担するものです。

続きまして、8ページをお開き願います。4款 前期高齢者納付金等、1項 前期高齢者納付金等、1目 前期高齢者納付金、19節 負担金補助及び交付金 3万4,000円の追加につきましては、前期高齢者納付金の確定により不足分を追加するものです。

続きまして、9ページをお開き願います。10款 諸支出金、1項 償還金及び還付加算金、3目 償還金、23節 償還金利子及び割引料 995万1,000円の追加につきましては、平成24年度療養給付費等国庫負担金返還金 909万9,000円、高額医療費共同事業負担金返還金 45万円、特定検診の国、道負担金返還金、各20万1,000円です。

続きまして、10ページをお開き願います。11款 予備費、1項 予備費、1目 予備費、節 予備費 2,026万5,000円につきましては、平成24年度の繰越確定額からこの度の歳出補正財源を充当したあとの剰余分を予備費として追加計上するものです。

次に、歳入についてご説明します。6ページをお開き願います。9款 繰越金、1項 繰越金、1目 繰越金、1節 繰越金 3,119万円の追加につきましては、前年度繰越金の確定額です。

以上、提案理由といたしますので、よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

続きまして、議案第5号 平成25年度木古内町下水道事業特別会計補正予算（第1号）について、提案理由の説明を申し上げます。

歳入歳出予算の総額に、5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を2億924万6,000円とするものです。

補正の内容は、前年度繰越金の確定に係る補正です。

それでは、詳細について地方債からご説明申し上げます。4ページをお開き願います。

下水道事業債について、前年度の繰越金を充当し借入額を7,850万円とし、160万円の減額をお願いするものです。

それでは、歳出についてご説明申し上げます。10ページをお開き願います。1款 総務費、1項 総務管理費、1目 一般管理費、27節 公課費 5,000円の追加につきましては、消費税納付額の確定によるものです。

続きまして、11ページです。3款 公債費、1項 公債費、1目 元金は、前年度繰越金のうち160万円を財源振替するものです。

次に、歳入についてご説明します。7ページをお開き願います。4款 繰入金、1項 繰入

金、1目 他会計繰入金、1節 一般会計繰入金 9万6,000円の減額につきましては、前年度の繰越金を公課費及び公債費に充当した剰余分を減額するものです。

続きまして、8ページです。5款 繰越金、1項 繰越金、1目 繰越金、1節 繰越金 170万1,000円の追加につきましては、前年度繰越金の確定額です。

続きまして、9ページをお開き願います。7款 町債、1項 町債、1目 下水道事業債、1節 下水道事業債 160万円の減額につきましては、繰越金の一部を財源振替し、資本費平準化債を減額するものです。

以上、提案理由といたしますので、よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

○議長(岩館俊幸君) 総務課長。

○総務課長(新井田勝幸君) ただいま上程されました、議案第1号 平成25年度木古内町一般会計補正予算(第4号)につきまして、ご説明を申し上げます。

それでは、歳出からご説明いたしますので、11ページをお開き願います。

2款 総務費、1項 総務管理費、1目 一般管理費、19節 負担金補助及び交付金 666万9,000円の追加は、議案説明資料 資料番号1、1ページを合わせてご参照願います。テレビ地上デジタル放送が受信しづらい佐女川地区6戸の共同受信施設を建てるための補助金の追加です。これは、国からの補助金を町が経由する間接補助事業で、事業主体は佐女川テレビ共同受信組合となっております。

25節 積立金 1億6,938万6,000円の追加は、平成24年度繰越金 1億3,779万8,000円及び平成25年度普通交付税確定額と平成25年度の予算額の差額分 1億6,231万6,000円などから、この度の補正財源を差し引いた剰余分を財政調整基金へ積立てるものです。

続きまして、12ページをお開き願います。2項 徴税費、1目 税務総務費、19節 負担金補助及び交付金 94万円の減額は、平成25年度渡島・桧山地方税滞納整理機構負担金について、国民健康保険税分が確定したことにより一般会計と按分した財源振替による減額でございます。

続きまして、13ページです。4款 衛生費、1項 保健衛生費、2目 予防費、13節 委託料 124万円は、議案説明資料 資料番号1、2ページから4ページを合わせてご参照願います。

妊婦等への風しんウイルス感染を予防し、出生児の先天性風しん症候群を予防することを目的に、ワクチン接種料金の一部を町が負担するための委託料の追加です。

続きまして、14ページです。2項 清掃費、1目 清掃総務費、19節 負担金補助及び交付金 256万5,000円の減額は、渡島西部広域事務組合の按分率確定に伴う衛生費負担金の減額です。

続きまして、15ページです。6款 農林水産業費、1項 農業費、4目 農業振興費、8節 報償費 11万8,000円の追加は、議案説明資料 資料番号1、5ページを合わせてご参照ください。平成25年度新嘗祭献穀献納式に木古内町水稻研究会代表者の出席が決まったため、費用の1人分を助成するものです。

19節 負担金補助及び交付金 13万8,000円の追加は、議案説明資料 資料番号1、6から7ページを合わせてご参照願います。農業の担い手育成を目的とする海外研修に町内の担い手農業者が参加するため、参加費の個人負担分の8割を補助するものです。

続きまして、16ページです。8款 土木費、3項 都市計画費、1目 都市計画総務費、28節 繰出金 9万6,000円の減額は、下水道事業特別会計の平成24年度決算による繰越金の確

定等に伴う財源調整でございます。

3目 都市計画整備費、13節 委託料 200万円は、議案説明資料 資料番号1、8ページをご参照願います。駅周辺観光案内サイン看板整備実施設計等業務委託料の追加でございます。

22節 補償・補填及び賠償金 700万円は、平成24年度繰越事業である観光交流センターアクセス道路整備事業において、道路の線形が変更になったことに伴い、北海道との負担割合等が変更になったことによる建物等移転補償費の追加でございます。

続きまして、17ページです。4項 住宅費、2目 公営住宅建設費、15節 工事請負費、1、240万円は、議案説明資料 資料番号1、9ページに事業概要図を載せてございますのでご参照願います。平成26年度に計画しておりました公営住宅ストック総合改善事業による佐女川団地改修事業につきまして、当該地区の下水道本管工事が完了したことに伴い、今年度に前倒しで下水道に接続するための工事費600万円と併せて行う屋根張替工事費640万円の追加でございます。

続きまして、18ページです。9款 消防費、1項 消防費、1目 消防費、19節 負担金補助及び交付金 218万円の減額は、渡島西部広域事務組合の事務局及び本部職員人件費の按分率確定による減額及び署費は木古内消防署の人件費独自削減による減額でございます。

続きまして、19ページです。10款 教育費、5項 保健体育費、1目 保健体育総務費、8節 報償費 34万9,000円は、議案説明資料 資料番号1、10ページを合わせてご参照願います。木古内バレーボール少年団が北海道小学生バレーボール連盟の推薦を受け、江別市で開催される「ななかまど杯第19回北海道小学生バレーボール大会」に出場するための費用の追加でございます。

続きまして、20ページです。14款 職員給与費、1項 職員給与費、1目 職員給与費、4節 共済費 4,389万9,000円は、3年に一度清算となります退職手当組合負担金の不足分の追加でございます。

次に、歳入についてご説明申し上げます。7ページをお開きください。9款 地方交付税、1項 地方交付税、1目 地方交付税、1節 地方交付税 1億6,231万6,000円の追加をお願いするものです。平成25年度の普通交付税が予算現額 18億8,500万円に対しまして、20億4,731万6,000円の交付が確定したことによるものでございます。

続きまして、8ページです。13款 国庫支出金、2項 国庫補助金、4目 土木費補助金、1節 都市計画費交付金 360万円の追加は、社会資本整備総合交付金、都市計画整備事業交付金でございます。2節 住宅費交付金 620万円の追加は、同じく社会資本整備総合交付金の地域住宅交付金でございます。6目 総務費補助金、1節 辺地共聴施設整備事業補助金 666万9,000円の追加は、佐女川地区のデジタルテレビ放送共同受信施設整備事業の補助金でございます。

続きまして、9ページです。17款 繰入金、1項 基金繰入金、1目 財政調整基金繰入金、1節 財政調整基金繰入金 7,916万5,000円の減額は、今年度の財政調整基金繰入金をこの度確定した普通交付税等で財源振替し減額するものでございます。

続きまして、10ページです。18款 繰越金、1項 繰越金、1目 繰越金、1節 繰越金 1億3,779万8,000円の追加は、前年度決算による繰越金の確定によるものでございます。

説明は、以上でございます。よろしくご審議願います。

○議長(岩館俊幸君) 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

6番 竹田努さん。

○6番(竹田努君) それでは、一般会計の15ページ。新嘗祭の献穀米に掛かる費用の関係でありますけれど、皇居に木古内の米が献上できるという大変我が町にとっての農業にとっても木古内町にとっても大変名誉なことかなというふうに思います。ただ、説明資料の費用試算からいきますと、多田幸広さんのみ対象ということで、献上には奥さんも同伴するというようなことで貸衣装の例えば男性はモーニング、奥さんは留袖というそういう予算まで計上しているのになぜ本人だけ、一緒に行く奥さんの分も補助の援助ができなかったのかということについてまずお答えをいただきます。

それと、海外研修の部分でありますけれど、これについても予算説明資料を見ますと平成25年度第4回JAの海外研修となっております。当初、この予算書を見る中では、ことし新たな事業として出てきたのかなというふうに思っていたのですが、これは毎年継続されて今年度4回目で木古内町も参加をするという、これについては今後とも農業振興のために継続していくということなのか。

それと、補助率の8割については定義がどこにあるのかという部分と、19ページの教育費の小学生のバレーボール大会への全道大会参加報償。これについては、同様の8月22日に開催された第4回の臨時会の中で、吹奏楽の全道の大会と同じ19ページについては同様のものだと思うのですが、8月に開催された22日の臨時会の中で引率の教員については10割、子ども達は7割の補助、3割自己負担しなくてはならない部分について質問をしたところでありませう。その中で、副町長の答弁の中でも「補助率等含めて再検討していく」というそういう答弁をもらっています。8月22日から今回の定例に出されたバレーボールの子ども達の補助率を、何とかJAの農業者の担い手育成のための研修では8割補助しているわけですから、子ども達の負担もせめて8割・9割にするという部分のこの間の検討・協議がなされたのかどうか、この部分についてお答えをいただきたいと思います。

(「関連」と呼ぶ声あり)

○議長(岩館俊幸君) 答弁については、午後1時から行いますので昼食のため午後1時まで休憩をいたします。

休憩	午前11時54分
再開	午後01時00分

○議長(岩館俊幸君) 休憩を解き、会議を再開いたします。

午前中に佐藤悟さんのほうから関連があるということでございましたけれども、関連を引き下げましたので竹田努さんの答弁から求めたいと思います。よろしく願いいたします。

副町長。

○副町長(大野泰君) 午前中に質問のありました、一般会計に関する3点についてご説明申し上げます。

まず、15ページにございます新嘗祭の献穀米に掛かる費用でございます。こちらにつきましては、木古内町で献穀米を生産しそして天皇陛下が食する、皇居のほうにお持ちするということははじめての栄誉でございます。そこで町としましても、「この栄誉を讃えて支援を

していかなければならない」というふうに考えまして稲作研究会ですね、こちらのほうから補助の申請がございましたので検討をさせていただきました。これまで、この皇居に出向くということにつきまして叙勲という形での参加がございましたので、ことしの春も旭日双光章ということで宮中で表彰を受けている。この実績がご本人のみということにしている関係上、この実績を捉えて今回の助成についても水稲研究会の会長であるご本人のみというふうにさせていただきました。

続いて、15ページにあります海外研修です。第4回ということで、JAが海外へ農業青年を派遣をしている。木古内町でははじめてでございます。こちらにつきましても、どのような形で助成をするのがいいのかということで検討をいたしました。町のほうでは例規集のほうでは363ページになるのですけれども、木古内町人材育成事業実施要綱というのがございます。この中に第6条のほうなのですが、「助成の基準及び額」ということで、「助成額については対象事業費の8割以内、国内研修は20万円、国外研修にあつては70万円を限度」ということの要綱がございましたので、そちらに合致すると。「まちづくりは人づくりを基本とし、多くの町民や将来当町に定住を希望する者に研修等の機会を与え地域づくりに指導的役割をはたせる指導者の育成または体験を通じた定住促進のための次の事業」という中に入ってくるということで8割の助成といたしました。費用については6ページ、7ページのほうにございまして、JAのほうでの負担もございましたので町の分を予算額としては13万8,000の負担でございます。

続きまして、19ページのスポーツ振興に関わってでございます。前回の臨時議会の際に「7割負担、そして指導者の10割負担について検討を」というご意見がありましたので、「検討をさせていただきます」というふうなお答えをいたしました。その際に、「いつ」というような具体的なお話しをしていなかったかと思しますので、年度当初の新年度予算を組む際には要綱等を確認をしながら予算編成をしているというのはご存じの通りです。すでにことしに入りまして、スポーツ等での全道への全道大会への出場がそういった実績があるということで、7割と10割の負担をさせた実績から年度途中で改定をするということになるとこれが不公平な取り扱いに変わってしまいますので、年度後ということで25年度については従来通りで26年度から変更を検討していきたいというふうに考えております。それでただ、いま海外研修の人材育成は8割、そしてスポーツ振興の全道大会については7割というような行政としてもこの整合性がとれていない状況にありますので、ここも課題というふうに捉えさせていただいて、新年度に向けて改正をしていくという考え方でおりますのでよろしく願いしたいと思います。以上です。

○議長(岩館俊幸君) 6番 竹田努さん。

○6番(竹田努君) ただいま、答弁いただきましたけれど、新嘗祭については考え方は一定程度理解はするものの、過去の叙勲と同様の考えだということで本人のみということだということですが、ただやっぱり叙勲の場合は可能性とすれば毎年あるわけですよ。これからも出てくる。ただ、この新嘗祭というこの献上については今後はたして木古内町の名誉当然、農業者本人の名誉もあるわけですが、あと木古内我々の知る限りでは出てくる可能性はかなり薄いだろうとそういうやっぱり一つの献上、天皇に献上するという誉れだとすれば、もう少しやっぱりその辺の叙勲と同様でなく別な視点での検討すべきだろうというふうに思うところです。これは、そういうふうに決めた行政側ですからこれ以上の部分は出て

こないのかなというふうに思うのですけれども、やっぱり行政の何というんですか、臨機応変なやっぱり行政政策というか小学生のスポーツ振興を、例えば吹奏楽も含めて確かにいま副町長が言うように年度途中であれすれば先に行った吹奏楽と差がつくと、それも一理わかります。ただやっぱり、条例だとか規則というのは法律ですから、そこで改正すれば新たに新しい考えで執行するということですから、木古内町が8月の4回の臨時会で内容を検討して「そうしたら9月から適用しようじゃないか」と言えばそれはそれで子供たち、例えば父兄の負担を含めて軽減になるわけですから、その必ずしも年度当初ということではなく、その辺の機転を利かしたやっぱり執行すべきでないかというふうに思うのです。その辺、この部分は町長から答弁をいただきたいなというふうに思うのですよね。やはりこの海外研修の、確かに人材育成の要綱に該当させて8割という一つの補助率が出ているわけです。小学生の場合は、大人が10割で子供が7割という部分。それはこういう新たなものが出てきた時点で、この人材育成だって過去には例の国の何でしたかちょっと忘れちゃったけれども、交付金とかあれがあって基金を積んで基金の対応の中で人材育成を行ったという部分ですよね。そうだとすれば、新たに一般会計から捻出するわけですから、やっぱり子どもの教育の振興上からもせめて8割、大人と同様の補助率にアップできないものか。今回の定例は定例として補正はこの額で通して後日、やっぱり臨時会でもやってこの部分を補填するという考えはできないのかなのか、その辺について再度答弁願います。

○議長(岩館俊幸君) 町長。

○町長(大森伊佐緒君) 議員のお尋ねのように、臨機応変でということは極めて必要なことだというふうに理解をいたします。今回のケースにつきましては、まず先ほど議員のお尋ねの中に今後、いつこのような献上米があるかわからないということで、これは恒例的に行われる叙勲とは意味合いが違うだろうということでございますが、聞き方からするとこれが最後のよな感じで農業者に大変失礼な発言ではないかと私は思って聞いていたのですが、これからもやはりこういったことがあるように農業生産者は努力をしているわけですから、これからもあるという期待も込めながらこれまで同様の天皇陛下にお目にかかる際のルールとして今回、この8割負担を適用させていただきたいというふうにお願いを申し上げます。

また、子ども達の全道大会でございますが、今年度に入りましてから陸上部がすでに全道大会に行っております。吹奏楽部の全道大会の時は、予算が足りなかったので臨時会を開催させていただいたと。したがってまた今度陸上部でございますので、同じ年度に陸上部の同じ子ども達か別の子ども達かちょっと確認していませんが、それが率が変わるということは不公平ということにつながってまいりますので、今年度につきましてはこれまでを通りの比率で行わせていただきたいと。お尋ねにありますように、先ほど副町長からもお話しがあったように、7割と8割というちょっと行政でも検討をしなければならない課題を考えておりますので、新年度に向けてしっかりと協議をして皆様方にご理解をいただけたらと思っておりますのでよろしくお願いたします。

失礼いたしました。答弁を間違えました。訂正させてください。天皇の拝謁につきまして8割というような表現を使いましたが、10割ということで訂正をさせていただきます。

○議長(岩館俊幸君) 6番 竹田努さん。

○6番(竹田努君) 私もちっと失礼な質問したのかなというふうに思いますけれども今後、出てこないということではなく、ただ過去を振り返ってみればいままであまり耳にしないそ

ういう催しですからという意味合いで言ったのであって、これが毎年でも出てくれば大変誉れのことかなというふうに思います。

ただ、やっぱり補助率の部分については、今年度もう執行している部分もあって、その差がつくということから新年度に向けて十分、いまの人材を含めて補助率は検討しますよと。それは一定程度、これ以上子ども達の部分を8割にしなければという部分を強調してもそれ以上の部分が出ないのかなと思います。

ただ一点だけ、海外研修これは今後、毎年出てくるという可能性はあるということで理解していかという部分だけ確認します。

○議長(岩館俊幸君) 産業経済課長。

○産業経済課長(木村春樹君) 産業経済課の木村です。

この選定にあたりましては、JA新函館本部のほうで各基幹支店ごとに打診をして行っています。昨年度と一昨年度につきましては、知内基幹支店の中で知内町のほうの地域のかたが参加されたということであります。したがって、連続的な継続ではないかもしれませんが、今後も引き続きこのような案件がある可能性が高いというふうに押さえております。以上です。

○議長(岩館俊幸君) 6番 竹田努さん。

○6番(竹田努君) どちらかといえば持ち回りでやっているようには聞こえるのですけれど、これは担い手育成ということで大変重要な農業振興かなと思います。ただいま、木古内町で農業の力入れというのはキーコ、はこだて和牛ですよ。2か年続けて一般会計で100万ずつ予算を投入している。たぶん、来年は200万の予算をつけるのかなと。この肉牛振興のために、場合によっては海外研修が必要だという独自の木古内町の農業振興のためのそういう予算付けとかその辺についても十分、26年の予算編成に踏まえて十分な検討をしていただきたいということを申し添えて終わります。

○議長(岩館俊幸君) 3番 佐藤悟さん。

○3番(佐藤悟君) 3番 佐藤です。前段、竹田議員、同僚議員さんのほうから新嘗祭献穀米に関わる費用についていろいろご質問がございましたので、その点につきましては費用に関しましては私も理解いたしました。特に、私も同じような質問でそのようなことも考えておりましたけれども、同僚議員もおっしゃる通りまずこれは本人はもとより木古内町としても非常に名誉のあることであるということは同僚議員もおっしゃっている通りでございます。

生産者におかれましては、ことしは特に春の天候・陽気もあまり良くなかった。かろうじて7、8月の回復に向かって順調にこの秋を迎えることができた、ほっとしているというような生産者の声もございましたし、今月の下旬にはこの刈り取りの行事も行われるというふうにいま聞いているわけで私もほっとしているところでございます。

まず、質問に入ります。この関係につきまして、道より北海道のほうからと思いますけれども、行政側に何月に正式にこの通達があったのかどうかもまずお伺いしておきたいというふうに思います。そしてその間、いろいろ常任委員会もあったわけですが、この件については全く誰も知らなかったというふうなこともございました。

2点目でございますが、この献穀米の品種の名前も出てこないで天皇陛下に「ただ米ですよ」と持っていくものか、そこだと思ふのですよね。米には必ず名前があるはずですよ。なぜこの説明資料にそういうものが出てこないのか、これが2点目。

それから3点目ですけれども、この献穀米の奉納容器、これは道南米麦改良協会が準備するというのでございますが、この容器は何十キロ入る容器を用意されているのか。そのことを3点について質問させていただきます。以上です。

（「関連」と呼ぶ声あり）

○議長(岩館俊幸君) 2番 又地信也さん。

○2番(又地信也君) 先ほどの説明で、天皇陛下が食するという説明があったのですね、陛下が食する。同僚議員からもどのくらいというのがありましたけれども、今回献上するこの米はずっと生産者がこれから作っていく米なのかどうなのかという部分もお知らせください。陛下が食するという事なので、はたしてその量が陛下が食する量だけ耕作しているのかどうかということも、やっぱりせつかくのこの機会に我が町としては名誉なことだということもあるので、少し詳細にお知らせください。

（「関連」と呼ぶ声あり）

○議長(岩館俊幸君) 9番 東出洋一さん。

○9番(東出洋一君) いま、いろいろと何人かの議員からいろいろと話しが出されているのですけれども、やはり秋の収穫ということになれば事前に春にもうこの種を使って苗を作っているはずなのです。品種も言ってくれなかったという話もあるので、まずその辺についてはある程度わかっていたのではないのかなと私推測するのですけれども、まずその辺も含めてお話しいただきたいと思っておりますし、それからこの収穫祭にただ生産者と水稲研究会だけの収穫祭になるのか。ある意味ではこれは名誉なことなので、やっぱり行政なりいろんなそういう関係機関も含めた中で、行政も入っていかなければならない部分私あると思うのです。ある意味では、どういう形での収穫祭になるのかなということをやっと懸念するものですから、まずその辺についてお伺いしておきます。そういう考えがあるのか、行政として主導していくべきではないのかなと私は思うのですが。

それからもう1点。この人材育成に関してもそれから天皇献上米についても、私はある意味では当初予算で計上されてきてもいいのではないのかなと。ということは、先般の常任委員会の中で、担当課長は今回の幸運の育成牧場を下げています。「9月に提案する」と言っているのですよ。「なんで下げたの」といいますれば、何かの理由があるわけですよ。それはそれとしておきますけれども、当初の予算で組めるものではなかったのかなと。そうすると、当初予算の予算委員会の中でこの議論ができるわけですよ。その辺についてはどうなのかなというふうに思いますので、関連で大変申し訳ないですけれども答弁願います。

○議長(岩館俊幸君) 産業経済課長。

○産業経済課長(木村春樹君) 3人のかたからの質問にお答えいたします。一部重複もありますので、ご了解をいただきたいというふうに思っています。

まず、北海道からの通達というものはございませんでした。この新嘗祭献穀米事業についての経過ですが、水稲研究会の総会に私が3月くらいだと思いますが出席した時にそのような話しがあるということで今後、JAと水稲研究会のほうで相談しながら対応可能かどうか検討していきたいということでございました。その後、やはり皆さん方がおっしゃる通り、町としても名誉なことですからこれについては受けていきたいということでしたが、町としてはじめての案件なものですから事業費がなかなか確認できなかったということでございます。8月になりまして、水稲研究会のほうから助成願いということできちんとした文章が出

されております。その後、そのやりとりを経て今回9月のこの議会に予算計上というか、議案として上げていっているということでございます。

また、品種でございます。これは新しい品種「きたくりん」という品種で、現在のわりと主流でございます「ふっくりんこ」などに比べて病気に強いまた倒伏に強いということで、今後これを広めていく方向で行っている品種でございます。

また、副町長でしたか、天皇が食するというふうに答弁いたしました。これについては、今後日常的に食していくということではなくて、この新嘗祭の際にほかの献上米と合わせて食する儀式を行っていくということでございます。

また、容器ということで数量だと思いますが、5合というふうに伺っております。

収穫祭の形態でございます。おっしゃる通り町としてもこれについては、町として栄誉なことだというふうに捉えております。いまのところ9月の下旬に収穫祭を行うということで、町そして議会のほうに代表者になると思いますが案内をしたいということで内打診がありますので、今後詰めていきたいというふうに思っています。以上です。

○議長(岩館俊幸君) 暫時、休憩をいたします。

休憩 午後1時26分
再開 午後1時26分

○議長(岩館俊幸君) 休憩を解き、会議を再開いたします。

産業経済課長。

○産業経済課長(木村春樹君) 産業経済課の木村です。

先ほど経過についてご説明した通り、2月か3月に内打診ということで木古内町の地域の米について献上できないかということでございました。当然、当初予算のほうは編成済みですのでそれには間に合わなかったと。以降、なるべく早い時期にということで、費用あるいは形態についてJ Aや当該団体と相談をしてみたところでございます。なかなかはじめでだということで、金銭的なものなどについても定まらなかったということで、8月の中旬に助成の要請がきたということです。以上です。

○議長(岩館俊幸君) 暫時、休憩をいたします。

休憩 午後1時27分
再開 午後1時27分

○議長(岩館俊幸君) 休憩を解き、会議を再開いたします。

副町長。

○副町長(大野泰君) 人材育成のほうの予算組なのですが、当初予算に組むことができなかった理由というのは、5月に入ってからJ Aの本部のほうから昨年の実績について、昨年はアメリカその前はオーストラリアというふうに数字を持ってきまして、「ことしについてはまだ訪問先がはっきりしていないのだけれどもこのくらいこれまでの実績で当該町から出身町から補助をしていただいておりますので、木古内町でも検討をいただけますか」ということのできたのが5月はじめです。そこで、そのあとうちのほうで補助をする手段があるか

どうかを確認し、人材育成ということで取り組むことができるということと、それとJAのほうでヨーロッパ研修ということの金額のほうが決まってきましたので、それで今回の提案ということになっております。当初予算では、この海外研修に対する話しは出ておりませんでしたので、新年度25年度に入ってから話しということでご理解をいただきたいと思います。

○議長(岩館俊幸君) 9番 東出洋一さん。

○9番(東出洋一君) だいたい中身はわかりましたけれども、やっぱり新嘗祭に関してはなかなかそういう話しは水稻研究会とされてなかなかわからなかったのだらうと私は思うけれども、その人材育成の関係についても常々やっぱり我々議会とあなた達と所管事務調査等をやっているわけですよ。どうもあなた達、議会のほうを軽視しちゃってその場でどんと予算だけ上げてよこすものだから、こういう議論になっていくと私思うのです。ただ、我々議会も「その事前審査でしょう」と言っただけあなた達を拒否する場合もあるのですけれども、それは我々も見直さなければならぬ部分もあるのだけれども、どうして情報として我々に教えてくれないのかなという様な気がするのですよ。

例えば、また振り返って申し訳ないけれども幸連の育成に関してだって、2月・5月・8月と3回もJAだとか関係団体が来ているのですよ、行政側に。じゃあなんでその時に議会にちょっと投げかけてくれば、こういう議論にならないのですよ。あなた達の配慮がいけないと思うのです。その辺、十分気をつけてやっぱり対応をしていただきたい。特に、この人材育成に関しては、農協とすれば22年度からやっている事業なのです。だから私はなぜ組めなかったのだと聞いたのですよ。執行されなければ執行されないで私は補正でもって減額すればいいのではないのかなと私考えもあるのですけれども、その辺十分配慮していただきたいとこのように思います。その辺については答弁は求めませんが、そのようなことを十分認識していただきたいと思います。

ただ、この「きたくりん」というこの品種なのですけれども、いま「ふっくりんこ」に代わるものとしてよく「ゆめぴりか」ですか、何かそんなのいま結構何かこの辺にも作付けしているようには聞くのですけれども、この「きたくりん」というのは本当に当町で「ふっくりんこ」なり、「きらら397」に変わって作付けされていくものなのかどうなのかなという心配があるのですよ。ですからその辺、献上米としてこれを使った以上はやはりこれは絶やされないというふうに私思うのですけれども、その辺の見解については水稻研究会とどのような議論をされているのかお伺いいたします。

○議長(岩館俊幸君) 産業経済課長。

○産業経済課長(木村春樹君) 東出議員の質問にお答えいたします。この「きたくりん」につきましては、開発してからまだ間もないということでありまして、したがって、木古内町についても一部の作付けしか行っていないということで、今年度の状況を踏まえながら次年度以降の展開を検討していくことになろうかというふうに思っています。

今年度の稲の刈り取りにつきましては、次の週以降になると思います。その前段、水稻研究会の総会などもございますので、その中でいろいろ確認しながら町としてもきちんと認識をして進めていきたいというふうに思います。以上です。

○議長(岩館俊幸君) 3番 佐藤悟さん。

○3番(佐藤悟君) 3番 佐藤です。

ただいま、行政側の答弁をいろいろ伺っておりますと、行政側が知ったのは8月というふうに言われたというふうに思うのですが、すでにこのことは生産者は4月の種まきからはじまっているはずなのです。農協だとかやれ水稲研究会だとかといま出されておりますけれども、やはりこういう連携というのは非常に大事だというふうに思うのですが、全くその農協側からそういう相談もなかったのですか。8月になってはじめて担当課のほうで知ったということですか。

それと、この「きたくりん」という品種を口頭で出されておりますけれども、私は少なくともこの説明資料の中には品種の名前くらいは入れておくべきだというふうに質問しているはず。これらについて担当課のほうからの説明を求めます。

○議長(岩館俊幸君) 産業経済課長。

○産業経済課長(木村春樹君) 産業経済課の木村です。

この新嘗祭の献上米事業につきましての経過を再度説明いたします。ことしの2月か3月に水稲研究会の総会がございました。その時点で、木古内町の地域として対応できないかどうかということでJAのほうから投げかけられてましたので、水稲研究会のほうで以後検討していくということでございました。その後、これは名誉のあることなので組織としても受けて行こうということで対応をしておりましたが、金額的なものがなかなか定まらず8月にその金額も含めて一定程度積算できたということで木古内町のほうに正式に要望をしております。

また、品種ほか、またいまの経過も含めて、資料に記載しておけばいろいろな質問などがなかったということについては反省しておりますので、今後案件ごとに伝えるべきことについて再度精査した上で資料を作成していきたいと思っております。よろしくお願ひします。

○議長(岩館俊幸君) ほかに。

2番 又地信也さん。

○2番(又地信也君) いま、「きたくりん」という品種のようですけれども、私は例えば献上米として届けると。そして、この「きたくりん」という品種の米をずっと木古内町でこれからいままで作ってきた米をだんだん少なくして、この米を作っていくのだと。作っていかなければ今回これに出す金というのは何も意味がない。それはどういうことかということ、例えば木古内で作っている「きたくりん、献上米です」、そこに良さがあるのですよね。ある意味ではPRになるのですよ、これは。例えば、青森県の黒石の皇室米、その皇室米という名前が付いただけで呼び名が付いただけで米の値段が上がっていると、高いのです普通の米よりも。そういうものが背景にちゃんと潜んでいないとあまり意味がない。「ただ名誉だから出してやろう」、それは良いことかもしれない。だけれども、本当に水稲研究会なりJAさんなりが真剣に考える時に、「よし、きたくりんをそうしたら献上米として出して、献上米として出したそのことをPR材料として付加価値に結びつける」というような背景に計画が何もなければ、大したことないですよこんなことやっても、正直。

それと派遣の部分なのですけれども、もう1点。担い手育成と、大した良い言葉です担い手育成。「ああ、木古内町は担い手育成で海外研修に金を出してくれた」と。だけど誰が行くのですか木古内町からこれ、何というかたが行くのだろう。ただ、木古内町は1名ですということなのですね、1名。そして、支援を受ける補助金を出してもらおうところ、厚沢部町とか瀬棚町、木古内、北斗、七飯、森、八雲等々あるのです。よその自治体はどんなふうに

なっているのですか。たぶん、各9月の定例会毎になるのでしょうか。この予算をたぶん出して来るのだらうと思われるのだけれども、よその自治体はどうなっているのですか。私はこれいろいろ7ページを見ると、7ページの事業のその中身をいろいろ見ますと「なるほどな」というふうには取られるのだけれども、例えば事業実施の時期予定、11月30から12月の9日の10日間、行き先はドイツ・イタリア・フランスとこうなっています。10日間の中で実質行き帰りを除けば、1週間くらいですこれ。1週間の中で3か国、ドイツ・イタリア・フランスここを回ってくるのです。はたして、ここに掲げる事業計画なり事業効果がこんな形の中で発揮できるのだらうかというふうにはちょっと心配です。且つ、ただ単に「こうやって行くことになりましたので、何とか補助を出してください。助成してください」という形の中で物見遊山に終わる可能性がないのか、その辺ちょっと。ということは平成22年から実施されている。22・23・24、ことしで4回目になるのかな、もし毎年行っていたとすれば。その効果がどうだったのかと。だからというものが無いのですか、JAさんから。何も来ていきませんか。来ていたとしたら知らせてください。でなければダメです、こんなの。私はそう思います。実際に例えば、それは良いことです。例えば、農業後継者育成プラス次世代のリーダー育成。これは、木古内町から行く人、誰が行くのかわからないけれども、その行く人によって、その行く人が実際に木古内で何を主にして農業経営をやっているのかでかなりこれ変わりますよ。例えば、先ほど同僚議員からもあったけれども赤牛だけよりやっていないというかたがもし行くとしたら、効果をどんな形で発揮してもらえるのかというのがわからないし、あるいは「ドイツ・イタリア・フランスでのどこに行くんだらう、何を見に行くんだらう」。そこまできちんと調べた中で、今回のこれ出してきたのですか。やっぱり町民の税金を出してやるんだ。そうしたら、多い少ないに関わらず細部にわたって検討して、調査して調べて「過去の効果がこうだった、だから出してやりましょう」というくらいにならなかつたらだめではないですか。その辺の答弁を求めます。

○議長(岩館俊幸君) 産業経済課長。

○産業経済課長(木村春樹君) いくつかありましたので順番にお答えいたします。

まず、新品種「きたくりん」の関係でございます。これにつきましては、JA新函館のほうで今後の主力商品になり得るということで、いろいろなテストを行った中で広めていきたいというふうな品種の位置付けというふうには伺っております。木古内町についても先ほど言いましたが、病気への耐性あるいは倒伏への対応などを含めて、いま現在の品種よりも勝っているところが多いということで、作付けをしているところでございます。今後、それらの検証を踏まえた中で、木古内により適しているということであれば広まる可能性があるというふうに思っています。

それと、海外派遣研修事業に参加予定のかたにつきましては、知内・木古内農協青年部のほうで選考をしております。宇鶴岡に居住しております東出雄太さんを予定しているというふうに伺っております。東出雄太さんにつきましては、現在25歳で父親が東出雅史さんということで、水田に加えてはこだて和牛の肥育事業等を行っているというような状況でございます。

それと、ほかの自治体の助成状況でございます。今年度についてはなかなか確認しきれませんでした。前年度以前の状況を確認すれば全て負担している自治体もありますし、全く助成していない自治体もあります。これについては様々な状況の中で、木古内町としてどの

ように考えていくかということ、財政当局と相談いたしました。同じ知内基幹支店管内の知内町について昨年度と一昨年度派遣されたかたについて、知内町の人材育成事業を活用してほぼ10割補助したという経過もございますので、やはり同じ基幹支店管内の中でのことを考慮した中で、木古内町についてもできる範囲の中で補助していきたいというふうに考えております。

また、行程を含めての事業効果でございます。おっしゃる通り、往復の交通時間等もございますので、びっちり視察というふうにはまいりません。行程を見ますと果実、花の農家、大規模な水稻農家、それと農作業機械のメーカーなどを視察するという事になっております。いままでの実績ということなのですけれども、アメリカやヨーロッパの農業形態が木古内になかなか合致するということはありません。農協としてどのように考えているのかということを確認したところ、「そこも重要だけれども、現在の世界の農業がどのようになっているのかをきちんと確認してほしい。その中で日本の農業の将来やあるいはこの地域の農業の将来を考えていった上で、その地域のリーダーになるようになっていただきたい」ということでございます。

また、行程については、農協青年部のほうで本店のほうで行程を考えて策定しております。

それと研修後の報告なのですけれども、これについても農協のほうで関係者を集めてきちんとした報告をしていくと。通常であればよくある例としては、農協の職員が添乗して報告書を作成するというようなことも勘案されるわけですが、いままでの例については参加した農業者自らがきちんと報告書を作成して報告を行って行って関係者に決意を披露していくということでもございました。当然、今回の事業についても、自分を含め関係者がその報告会に参加しながら、本人の決意や成果について確認していきたいと思っております。以上です。

○議長(岩館俊幸君) 2番 又地信也さん。

○2番(又地信也君) 水稻研究会云々の話しが出たけれども、去年か一昨年農協さんの事務調査では、「当面はふっくりんこでいくのだ」という話しが出ています、はっきり。旧農協さんの、新しい去年かなそうしたら。だから、こんな形で出てくるとは思わなかった。

例えば、「ふっくりんこよりも値段もいいし美味しい」というところでのいろいろ研究した結果だと。それが今回の「きたくりん」りですか、のほうに向かいつつあると。向かいつつあるのですね。ことしの作付面積はどのくらいあったのかそれも聞きたかったのだけれども、まあまあわかりました。

それから課長、課長らしくないなあ。この人材育成の部分はそうやって名前もわかっている。そして現在は、東出ファームではこういう経営をしていると。例えば田んぼいくらやっていると赤牛なりは何頭あれしているとか、そういうことを資料として最初から付けておけばいいんだ。聞かれないと言わないというのはこれはおかしい。そうすると、町内の私達だけではなく、例えば今回の視察の目的が何であると。そうすると、東出農場さんは赤牛もやってるし、米農家としては渡島・檜山で1番くらいかな。そういうことをきちんと資料の中に資料として配布して、そういう環境で後継者としていま育ってきているという中で、例えば「ドイツでは何々、イタリアでは何々、フランスに行ったらこうなんだ」というようなことを最初から言ってくればすんなりいくのではないですか、私そう思うのです。何か言われないと何かアバウトすぎて、一派からげたような形だとダメです。これからそういうことにきちんと配慮して、やっぱり予算組んだ以上は通してほしいでしょう。通してやりたい

という気持ちがあるのであれば、細部に渡ってちょっと気を付けてください。以上です。

○議長(岩館俊幸君) ほかにございませんか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

○議長(岩館俊幸君) 質疑がないようですので、質疑を終了いたします。

最初に、議案第1号について討論を行います。

討論ございませんか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

○議長(岩館俊幸君) 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決を行います。

お諮りいたします。

議案第1号 平成25年度木古内町一般会計補正予算(第4号)については、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ声あり)

○議長(岩館俊幸君) 異議なしと認め、本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

次に、議案第2号について討論を行います。

討論ございませんか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

○議長(岩館俊幸君) 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決を行います。

お諮りいたします。

議案第2号 平成25年度木古内町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)については、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ声あり)

○議長(岩館俊幸君) 異議なしと認め、本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

次に、議案第5号について討論を行います。

討論ございませんか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

○議長(岩館俊幸君) 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決を行います。

お諮りいたします。

議案第5号 平成25年度木古内町下水道事業特別会計補正予算(第1号)については、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ声あり)

○議長(岩館俊幸君) 異議なしと認め、本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

議案第3号 平成25年度木古内町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)

○議長(岩館俊幸君) 日程第12 議案第3号 平成25年度木古内町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

副町長。

○副町長(大野泰君) ただいま上程になりました、議案第3号 平成25年度木古内町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)について、提案理由の説明を申し上げます。

歳入歳出予算の総額に、299万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を1億8,404万4,000円とするものです。

補正の内容は、前年度繰越金の確定による補正です。

それでは、詳細について歳出からご説明申し上げます。7ページをお開き願います。5款 予備費、1項 予備費、1目 予備費、節 予備費 299万4,000円につきましては、平成24年度の繰越金確定額を予備費として追加計上するものです。

次に、歳入についてご説明します。6ページをお開き願います。5款 繰越金、1項 繰越金、1目 繰越金、1節 繰越金 299万4,000円の追加につきましては、前年度繰越金の確定額です。

以上、提案理由といたしますので、よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

○議長(岩館俊幸君) 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

○議長(岩館俊幸君) 質疑がないようですので、質疑を終了いたします。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

○議長(岩館俊幸君) 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決を行います。

お諮りいたします。

議案第3号 平成25年度木古内町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)については、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ声あり)

○議長(岩館俊幸君) 異議なしと認め、本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

議案第4号 平成25年度木古内町介護保険事業特別会計補正予算(第1号)

○議長(岩館俊幸君) 日程第13 議案第4号 平成25年度木古内町介護保険事業特別会計補正予算(第1号)についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

副町長。

○副町長(大野泰君) ただいま上程になりました、議案第4号 平成25年度木古内町介護保険事業特別会計補正予算(第1号)について、提案理由の説明を申し上げます。

歳入歳出予算の総額に、403万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を6億5,091万7,000円とするものです。

補正の内容は、平成24年度における介護給付費及び地域支援事業交付金の確定に伴う返還金と北海道からの介護保険給付負担金交付額及び前年度繰越金の確定に係る補正です。

それでは、詳細について歳出からご説明申し上げます。8ページをお開き願います。5款 諸支出金、1項 償還金及び還付加算金、2目 償還金、23節 償還金利子及び割引料 739万7,000円は、介護給付及び地域支援事業に係る国庫支出金等過年度返還金の追加です。

続きまして、9ページです。6款 予備費、1項 予備費、1目 予備費、節 予備費 336万円の減額につきましては、この度の補正財源として不足する分を予備費で充当するものです。

次に、歳入についてご説明します。6ページをお開き願います。6款 道支出金、1項 道負担金、1目 介護給付費負担金、2節 過年度分 93万1,000円の追加につきましては、介護給付費の確定による精算交付分です。

続きまして、7ページです。8款 繰越金、1項 繰越金、1目 繰越金、1節 繰越金 310万6,000円の追加につきましては、前年度繰越金の確定額です。

以上、提案理由といたしますので、よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

○議長(岩館俊幸君) 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

○議長(岩館俊幸君) 質疑がないようですので、質疑を終了いたします。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

○議長(岩館俊幸君) 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決を行います。

お諮りいたします。

議案第4号 平成25年度木古内町介護保険事業特別会計補正予算(第1号)については、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ声あり)

○議長(岩館俊幸君) 異議なしと認め、本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

2時10分まで休憩をしたいと思いますので、よろしくお願いたします。

休憩 午後1時58分

再開 午後2時10分

○議長(岩館俊幸君) 休憩を解き、会議を再開いたします。

議案第6号 みそぎ公園の設置及び管理に関する条例制定について

○議長(岩館俊幸君) 日程第14 議案第6号 みそぎ公園の設置及び管理に関する条例制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長(大森伊佐緒君) ただいま上程になりました、議案第6号 みそぎ公園の設置及び管理に関する条例制定について、提案理由の説明を申し上げます。

この条例は、旧国保病院跡地に建設中の公園の効果的な管理方法や名称等について定めるものでございます。

公園の位置図等につきましては、議案説明資料 資料番号1の11ページと12ページに添付しておりますのでご参照を願います。

条例でございますが、第1条では本条例の目的について、第2条では名称と位置を、第3条では木古内町が管理することを定めております。

第4条から第8条までは使用に関する規定について、第9条は委任について定めております。

附則といたしまして、この条例は、平成25年11月1日から施行するとしております。

以上で説明を終わります。よろしくご審議をお願いいたします。

○議長(岩館俊幸君) 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

9番 東出洋一さん。

○9番(東出洋一君) ちょっとお尋ねするのですけれども、おそらくこの条例が提案されたのですけれどもこれと一緒に、いま例規集ちょっと見ていたのですけれども暴力団排除条例、これも通れば私は一緒に適用になるものだと思うのですけれどもその辺、同時に出されなかったものなのかなという一つの疑問を抱いているのですけれどもその辺、私の考え方が間違っているのか、または暴力団排除条例については後日、今回会期もありますのでこれを通った時点でまた追加でやるという方法もあろうかと思うのですけれども、その辺の経過はどうですか。

○議長(岩館俊幸君) 総務課長。

○総務課長(新井田勝幸君) ただいまのご質問にお答え申し上げます。

過日、ご提案申し上げました暴力団排除条例につきましては、公共施設についてはその条例ですべてカバーするというふうな内容になってございますので、今回の条例で設置しますみそぎ公園についても当然カバーされるというふうな理解をしてございます。

○議長(岩館俊幸君) 9番 東出洋一さん。

○9番(東出洋一君) そうではなくて、いままでですと私ちょっと認識不足なのかもしれませんけれども、いろんな施設名を謳ってましたよね。どここの施設、どここの施設というふうにあれしていったような私は気がするのですけれども、だから暴力団排除条例にこれが加わるんでしようというふうに私が投げかけているのですけれども、答弁漏れなのです。だから結局、そういう考えであれば、これが通れば暴力団排除条例は改めてあれしなくてもいいということなのですか、ちょっとその辺。

○議長(岩館俊幸君) 総務課長。

○総務課長(新井田勝幸君) 先ほど申し上げましたように過日、6月の定例会だと思います

けれども、新たな暴力団排除条例を制定させていただきました。その時点で、旧条例については廃止をしてございます。ですから、6月に提案いたしました暴力団排除条例の中では、町の公共施設についてはその条例が生きるというふうに謳っておりますので、今回制定されますこの施設についても当然、その要綱が生きてくるということのご理解をしていただきたいというふうに思っております。

○議長(岩館俊幸君) 2番 又地信也さん。

○2番(又地信也君) 2番、又地です。

第6条の部分で、1時間につき300円の使用料と謳っておりますけれども、例えば4条の中で物品の販売、興業その他これに類する催しを行うこと。これは、使用申請書を町長に提出すると「使ってもいいよ」という許可が出るというふうに捉えております。この300円というのは妥当なのですか。これ、結構な平米数なんですよね、広さ。そんな中で、例えば物品の販売、これは営利を目的としてやるかたが「使わせてください」ということだと思うのです。興業も同じだと思うのです。そういうことを考えますと、全体、全部使ってもあるいは一部使っても300円なのですかという部分にちょっと行き着くのですよ、私とすれば。その辺はどのような考えでいるのですか。私はやっぱり、例えば平米数によってあるいは何をするかによって、この金額は動いてもいいのではないのかなとそんなふうに思っているのですけれども、その辺の見解をいただきたい。

○議長(岩館俊幸君) 建設水道課長。

○建設水道課長(若山忍君) 建設水道課、若山です。

第6条の使用料300円の件につきましては、この料金の設定につきましては、近傍地の売買実例の価格を参考にしながら、町の普通河川管理条例等に基づく計算方法でもって、この多目的広場の面積で1日当たりの使用単価を設定しております。その1日の基本時間を8時間と設定して、時間当たりの単価をおよそ300円というふうに決めた次第です。

それで、4条に書かれております物品の販売や興業を行うことということなのですが、まずこの公園につきましては、冬に行う予定としているみそぎ祭りあるいは夏に行われている威臨丸まつりを主にそういうイベント会場にもなり得る造りとしておりますが、その際には使用申請はいただいた中では、町の協賛する実行委員会のほうに貸し出す格好になるかと思えます。第6条に書かれているこの使用料につきましては、又地議員がおっしゃる通り、物品の販売や興業を行うことで特にその町のイベント等とは関係のないようなものが来た時にこの条項をもとに使用許可をしていくという考えで条例に載せてございます。

以上です。

○議長(岩館俊幸君) 2番 又地信也さん。

○2番(又地信也君) だから、例えば物品の販売、興業を行う。この方々は商売としてやるのです。例えば、8時間使うとしても平米数に関係なく、8時間使う2,400円です。だから、その辺りはどうなのということ。私は、例えば結構な平米数の中で、例えば何平米以上使う場合はいくらとか、もっと細くわけたほうがいいのではないかなとそんな気がするのですよ。何かずいぶん大判振る舞いのような条例でないかなとそんなふうにも思うのですよ。せっかく町の施設として整備して、それなりの金もいま掛けています。だからということではないのだけれども、せっかく町の町有地でもっと有効に使ってもらおうとすれば、営利を目的としてするかたが貸してくださいというふうな形で来たときには、この300円という

のは安すぎないですか。もっと使う平米数によって、もう少し分類したほうがいいのではないかなということなのです。町長、どうですか。何かずいぶん1時間につき300円で、例えば8時間やって2,400円です。2,400円払って仮に、仮にですよ。例えば物品の販売なり興業を行うとしたら、そこから2,400円払って上がる利益が莫大なものだとしたら町民のひんしゅくを買いますよ。だからもっと小分けにして、何平米以上はいくらとかというふうにはできなかったのですか。その辺の検討はなさいましたか。

○議長(岩館俊幸君) 建設水道課長。

○建設水道課長(若山忍君) 先ほども申し上げた通り、多目的広場及びステージの面積1,101㎡に対して貸し出した場合の設定をしております。その商売するかたについて安すぎないかという指摘もございませぬけれども、まず4条から8条の中で使用申請をいただいた中でその使用が一応、公の施設ですので極端な営利を目的としたものまでは想定してございませぬ。それで、この4条から8条に書かれている使用申請をいただいた中で、料金をいただくことが適当と認めたものについて使用料いただくということを考えておまして、例えば札幌の大通公園にあるとうきびの販売ですとか、そういう観光客にも喜ばれるような施設であればその都度この条例に照らし合わせながら使用については考えていきたいというふうにおおきまして、あまり高く設定することによる利用がないものはちょっと残念かなというふうにおおきしています。

○議長(岩館俊幸君) 暫時、休憩をいたします。

休憩	午後2時22分
再開	午後2時23分

○議長(岩館俊幸君) 休憩を解き、会議を再開いたします。

建設水道課長。

○建設水道課長(若山忍君) 大変申し訳ございませぬ。ご質問にあったように細かい料金設定につきましては、例えば面積をこれぐらい使った場合いくら、全体を使った場合いくら、あるいは時間設定で何時から何時まで使った場合はいくらという検討は一度しておりますが、それよりもその利用したいかたに貸し出す際に、簡便な方法で貸し出しをできるように1時間当たり300円という使用料の設定をしたところです。

○議長(岩館俊幸君) 2番 又地信也さん。

○2番(又地信也君) そうしたら仮に、仮にですよ。札幌の大通公園で、例えばとうきびあるいはイカを焼いて売っている、時期になると。8時間例えば営業するとして、2,400円払って「貸してください」と来たら、そんな平米数でもないですね。例えば、二坪かそのくらいあれば可能なのです。とうきびを焼くとかあるいは男爵芋を茹でてちょっとあれしてバターつけて出すと、観光客用にね。それでも300円という見解なのでしょう。そして例えば、もっと平米数を多く使うと、何があるかなあ。平米数をもっと多く使っても、あるいは1,100㎡の半分例えば500㎡使っても時間当たり300円、不公平だ。そういう不公平感を抱きませぬかね。例えば、大通公園でとうきびをあれしている。8時間、あるいはとうきびなんて8時間やっているわけでもないなあ。だいたい5時間か6時間くらいでしょう。6時間として1,800円払って、そして二坪くらいを借りている。だけれども、片方は300㎡借りて6時間やって1,80

0円で、もっともっと大きい商売を例えば営利を目的として物品の販売あるいは興業等をやると。何か不公平感を感じませんか。私、その辺なのです。だから細く、例えば何平米以上はいくらとか、まではいくらとかというふうな細かいあれをするべきではないのかなと思うのですよ。ちなみに例えば、木古内の町内のかたが屋台をやろうかなと計画した。「そうしたら二坪もあればいいや」と。そこにとうきびになるのか焼き鳥になるのか、あるいははこだて和牛の焼き鳥になるのかわからないけれども、やるとしたらこれ300円で例えば平米数に関係なく貸してもらえるのですね。

○議長(岩館俊幸君) 建設水道課長。

○建設水道課長(若山忍君) おっしゃられるように、この第6条では1時間につき300円の使用料を納めなければならないというふうに謳っておりまして、その中には一応第2項で「町長は前項の規定にかかわらず、使用料の免除をすることができる」ということで、1号として「町若しくは教育委員会が主催または共催する事業の場合」。これが先ほど私が申し上げた通り、主に祭り等のイベントを想定しております。それと、「その他町長が必要と認めた場合も減免することができる」という中で、議員がおっしゃられるようにまずこの使用について大きく想定したのは、興業あるいは具体的に例えばフリーマーケットですとか興業でいうコンサートですとか、たくさんの人を集めたり大きな営業と言いますか、そういうことがあった時のために使用料を設けた次第です。それで、先ほど来のお話で言う小さい屋台とかそういうかたにつきましては、営業形態ですとか観光相手ですとかその目的によっては柔軟にその使用の許可について考えていきたいというふうに考えています。

○議長(岩館俊幸君) 2番 又地信也さん。

○2番(又地信也君) ちょっとしつこいようだけれども、新幹線が開業したと。木古内の駅にたくさん降りてもらおうと。そして、駅前に道の駅ができる、あちこちに標識が立つわけです国道ぶちにも。例年、亀田八幡様に日本の陶器、陶器屋さんが毎年決まった時期になると来るのですよ、亀田八幡様に。大変な人が集まる。そんなことをこれから木古内に新幹線が通って、木古内の駅に降りてもらおうあるいは近隣町村の人方に集まって木古内に来てもらおうということを、等々を考えて行く先々ですよ。考えた時にはたしてどうなのかなと。安いは安いにこしたことないのかもわからないけれども、やっぱり我が町の財産だし、人がいっぱい集まってもらってそしてそこからいくらかでもある意味では遊休地みたいな感じです。そこから収益が上がるということに関しては、大変良いことだと思うのです。そういう意味では、やっぱりたぶん小分けした検討はしなかったと思うのだけれども、私は検討したほうが将来、町のためになると思っているものだからちょっとしつこいのだけれども「どうですか」ということなのです。その検討によっては、町長の腹の中に「よし、ああそうか」というのであれば、この条例は再考したほうがいいのかとそう思うのですけれども町長、どうですか。

○議長(岩館俊幸君) 町長。

○町長(大森伊佐緒君) このみそぎ公園の基本的な使用目的ということになりますと、近傍にあります国保病院あるいはグループホーム、老健いさりび、こういったかたの施設入所者あるいは入院患者さんがここでゆっくりくつろいでいただく、あるいは住民のかたがここでゆっくりくつろいでいく、これが本来の目的になっております。

そうした中で、ここで何かをするだろうということが想定できるのは、この公園整備にあ

たって商工会あるいは観光協会ともご相談をさせていただいて、「お祭りの会場に適した場所なのでそのような造りをしていただきたい」という要請が強くございましたのでそのような造りでステージも設ける、そうした公園を目指しております。

その中で、利用者がここでお店を出すと何かのイベントをすることかということがいまの時点で何が考えられるのかと言いますと、あまり想定できないと。想定できないとはいうものの、もし使いたいというかたが来た時には料金設定は決めておかなければならないだろうと。では、料金設定というのはどういうふうにするのだと。そうすると町のほうにルールがあるということなので、それで計算をしたら1時間300円になったと。じゃあ、その300円で設定をしようと。ただ、貸す貸さないというところの名文も謳っておりますので、ここは貸すにあたっての交渉になるだろうと。貸すにあたって単価かの設定がない限り交渉もできませんので、借りたいというかたがあった場合には、いまの又地議員がおっしゃるように面積。これが全部を使うということであれば、それは町が参画する事業なのか全く収益を伴うプライベートのものなのか、「であればこれは貸さないとかあるいは集客力があるのだから貸すとか」、こういう判断をすることになります。

したがって、ここである300円というのは町の様々なルールに基づいた金額で決定しておりますが、運用については弾力的な運用はできるかと思えます。そうした中で、これから使ってくださるかたが多くあることを望むのですが、その実績を見る中で検討はできるかと思えます。したがって、今回につきましてこの単価を設定するという事で300円の金額、こちらのほうをご理解いただきお認めいただきたいと考えております。

○議長(岩館俊幸君) ほかにございませんか。8番 新井田昭男さん。

○8番(新井田昭男君) 8番、新井田です。

いまの議案第6号のみそぎ公園の設置および云々ということで、私ちょっと認識不足かもしれないけれども、過去の常任委員会含めてちょっと振り返って見ているのですけれども、まさにみそぎ公園というこの名称がどの時点でこうなったのかちょっと私の認識不足で大変ちょっと恐縮なのですけれども、このような過程がわかりません。だとすれば、一般公募も含めて先ほど町長がおっしゃったように、一般質問で答えたように、「私は広く町民の声を聞くのだ」という中で、そういう声がどうも反映されていないという部分も相反している部分がどうも伺えられるということで、その辺をちょっと確認をさせてください。

○議長(岩館俊幸君) 町長。

○町長(大森伊佐緒君) 公園の名称を決めるにあたりまして、担当のほうに指示をしたのは長い名前はやめてくださいと。パークゴルフ場は木古内フォーレストパーク何とかという、何とかと言ったら失礼ですね、木古内フォーレストパークということで非常に長い名前。「木古内パークゴルフ場でもいいではないか」と私なんかはそう思うのですが、今回も長い名前で皆さんに親しみのない名前になってしまっただけで困るので短い名前です。担当のほうからはみそぎ浜というのがあると。それから、将来いま整備している道路を含めて駅からみそぎ浜までをみそぎ通り、そうするとこれはみそぎで統一したほうがいいだろうと。みそぎ祭りもやると。当町の1番のインパクトのあるみそぎという名前を取って、皆さんに親しんでいただくと。確かに公募ということも考えられるわけですが、これは統一感を持たせるためにあえて公募しないで私どものほうで決めさせていただきました。

○議長(岩館俊幸君) 8番 新井田昭男さん。

○8番(新井田昭男君) この名称に関しては、私は非常に良い名称かなと個人的にはそう思います。ただ、決め方云々がやっぱり我々委員会のほうに全然周知がないというその過程がちょっと問題かなと。その辺はちょっと感じているところです。だから、先ほど先輩議員もいろいろおっしゃった中で、どうもそういう無視されているという部分はないわけでもない、そんなふうを感じているところです。今後、名称に関しては私いま言ったようにどうのこうのということではないのですけれども、その持って行き方がちょっと違和感があったものですから、その辺ちょっと強く要望したいと思います。以上です。

(「関連」と呼ぶ声あり)

○議長(岩館俊幸君) 5番 平野武志さん。

○5番(平野武志君) いま新井田議員から名称のことが出されまして、新井田議員は非常に良い名称だという話しあったのですけれども、我々木古内町民にとっては木古内町の一大イベントでみそぎだと。みそぎ祭りに関連してみそぎ浜といま言われましてけれどもみそぎ通り、そのつながりでみそぎ公園だと。でも、実際みそぎに使われるのは年に1回、1日・2日ですよね。ですが、町民はみそぎのことわかっているからそれが当たり前だと思うのでしようけれども、これから多くの観光客を迎えるであろう木古内町。例えば、新幹線で駅を通ってくるかたはみそぎのポスターなり途中の駅前通りなりでみそぎのことをわかるので「みそぎ公園、それが由来なんだな」ということがわかるのかもしれませんが、例えば道路、函館方面から来た木古内を知らないかたが来て、みそぎ公園という名称があった時に「みそぎとははたして何なんだ」と思われるかたがいると思うのです。そこで、「みそぎ」という言葉自体が一般的にどう捉えられるのかというと、私自身は「例えば悪事をした人、悪いことをした人が清めるために、それを償うために川や海の水をかぶる」という言葉が本来の一般的な言葉だと思うのです。なので、木古内町にみそぎが関連していることをわからなければ「その公園に行ったら償うことができるのか」だとか違う意味でもいろいろ捉えられると思うのです。なので、いままでもずっと伝えてきていますけれども、木古内町はPRがなかなか上手くできていないという課題に則って、じゃあこのみそぎ公園という名前を付けたのであればこの公園の中にこの名前の由来がどうだとか、木古内町はみそぎが有名なものでこういう由来にしましたということさえもちゃんと含んでその名称にしているのかということが課題だと思います。それで先ほど町長も、お年寄り、高齢者のかたが病院だったり高齢者施設からリハビリのかたが散歩するコースにも適しているという言葉をおっしゃいましたけれども、一見その「みそぎ」という言葉は先ほどの説明した言葉から申しますと何か高齢者の方々が何か悪事をした人たちというイメージもなくはないと思うのです。なので、私は先ほども言うように「木古内町はみそぎが有名なのだよ、だからこの名前なんだよ」というPRの公園の入口でもどこでもいいのですけれどもするべきだと思うのですけれども、その辺について担当課長でもよろしいですしご返答願います。

○議長(岩館俊幸君) 町長。

○町長(大森伊佐緒君) 質問の観点がちょっとどちらにあったのかわからなかったのですが、「みそぎを大いにPRをしてわからないかたに理解をしていただくと。こういった行政の姿勢が必要であろう」とこのように理解をしました。よろしかったですか。それはそのように努めてまいります。

また、「みそぎ」というイメージはそれぞれがお持ちかと思いますが、「何だろう」と「何

だろう」ということでお立ち寄りいただくということもまたあるわけでございますし、人様々でございますからあまり「みそぎ」という言葉にとらわれないでいただきたい。

ただ「みそぎ」ということについて、しっかりと木古内の町の象徴であることを説明するそのような対応はしていきたいと思っております。

○議長(岩館俊幸君) 6番 竹田努さん。

○6番(竹田努君) 私のほうから、この資料についてちょっと確認をしたいと思えます。

11ページの平面図について、我々もはじめて多目的広場、ステージ、園路を含めたこのいま詳細な図面を見て、これはまずトイレについては例えば多目的トイレと言いますか、車椅子でも対応できるようなトイレも設備になっているのか、先ほど町長も言っているように一つのここは福祉ゾーンの間でもありますし、そういう高齢者ばかりではなく町民の憩いの場として使われるのかなというふうに思っています。

それで、この出入りの管理用道路、それからねずみ色の塗りつぶした部分が入り口のかなというふうに思いますが、ここはたぶん図面では縁を切っていますけれども、段差はないフラットだというふうに思うのですけれども、その辺の確認とそういう高齢者、いろんな施設のかたが天気の良い日に散歩をすれば、途中で休憩できるベンチ等の設置もなされるのかどうなのかという部分についてちょっと確認をしたいと思えます。

(「関連」と呼ぶ声あり)

○議長(岩館俊幸君) 2番 又地信也さん。

○2番(又地信也君) さっき言い忘れたのだけれども、すいません。

木を1本も植えないのかなあ、木。これを見ると、木が1本も植えらさっていないのだよね。やっぱり公園には木がないと公園ではないのではないかな。その辺、植えるのか植えないのかもちょっとお知らせください。

○議長(岩館俊幸君) 町長。

○町長(大森伊佐緒君) まずトイレでございますが、これは多目的トイレが1基、女子のトイレが3基、男子のトイレが小便と大便を入れる3基という構図になっておりますので、どなたでもご利用が可能でございます。

また、グレーの色が舗装になっておりますが、ここはフラットになっておりますので車椅子で入場が可能になっております。

車の出入りを禁止するために、グレーのところ入り口に黄色い四角い印があるかと思いますが、それはポールを立てておいて車の入場を避けるということになっております。

また、樹木でございますね。よーいどんでは樹木は植えないということにしております。本来、公園ですから樹木が必要なわけですが、冬の事業をする時に除排雪で支障になる可能性が多分にあるということで、まずはじめは植栽はしないということにいたしました。今後、この除排雪の仕方、この除排雪するとなりますと緑の部分の芝生を使えませんので、グレーの部分で車の移動がありますのでこの辺、緑の部分は雪の堆積場ということを考えますと、1年経過してまた緑が必要だということが立証されますとその時点で植栽というのは考えたと思っています。

ベンチにつきましてもこれも同様でございますが、取り付けてしまいますと除排雪の邪魔になりますので、これは現在は何も置いておりませんが、座れるような移動式のものをは置きたいというふうに思っております。

○議長(岩館俊幸君) 4番 吉田裕幸さん。

○4番(吉田裕幸君) ただいま、みそぎ公園の中身について先輩議員のほうからも質問がありました。確かに樹木とかもあるのですけれども、道南にもドクターヘリの施設がいよいよ決まったと。従前、この公園の時にヘリポートにならないかということでありましたよね。それで、電柱等があるのでそれは無理ではないのか、そして当然公園だから樹木が植えたりベンチがあつたりという議論の中で、たぶんこれはヘリポートにはならないということがあったのですが、いまこう新しくこの公園の設計図が出てくるとある程度これを見るとヘリポートも緊急時に止まれる可能性もあるかなという気がするのですよ。それはあくまでも、「ここは絶対ヘリコプターはドクターヘリは止まりませんよ、従前通りたかとりグラウンドないし球場のほうに行きますよ」ということなのか、これから道南はドクターヘリの活躍することなのでその辺の設定の考え方というのはなければいけないのでいいのですけれども、もしその辺の考え方もあるのかどうなのかということ1点お聞きします。

○議長(岩館俊幸君) 町長。

○町長(大森伊佐緒君) ドクターヘリの必要面積というのは把握しておりません。その中で、ドクターヘリをここに止めるという議論はしておりません。

○議長(岩館俊幸君) ほかにございませんか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

○議長(岩館俊幸君) それでは、ないようですので質疑を終了いたします。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

○議長(岩館俊幸君) 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決を行います。

お諮りいたします。

議案第6号 みそぎ公園の設置及び管理に関する条例制定については、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ声あり)

○議長(岩館俊幸君) 異議なしと認め、本案は原案のとおり可決することに決定をいたしました。

議案第7号 北海道後期高齢者医療広域連合規約の変更に関する協議について

○議長(岩館俊幸君) 日程第15 議案第7号 北海道後期高齢者医療広域連合規約の変更に関する協議についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長(大森伊佐緒君) ただいま上程になりました、議案第7号 北海道後期高齢者医療広域連合規約の変更に関する協議について、提案理由の説明を申し上げます。

本規約の新旧対照表につきましては、議案説明資料 資料番号1の13ページに添付してお

りますのでご参照を願います。

この規約の変更につきましては、住民基本台帳法の一部改正等に伴い、北海道後期高齢者医療広域連合規約の一部を改正し、北海道知事に届け出る必要があることから、地方自治法第291条の3第3項の規定により、関係市町村との協議が必要なため、同法291条の11の規定により議会の議決を求めるものでございます。

改正の内容につきましては、「別表第2備考2中」の「及び外国人登録原票」を削除するものでございます。

附則の第1項といたしまして、この規約は地方自治法第291条の3第3項の規定による北海道知事への届出をした日から施行するとし、附則第2項では、経過措置として、平成25年度以前の年度分の負担金については、なお従前の例による、としております。

以上で説明を終わります。ご審議よろしくお願いを申し上げます。

○議長(岩館俊幸君) 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

○議長(岩館俊幸君) 質疑がないようですので、質疑を終了いたします。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

○議長(岩館俊幸君) 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決を行います。

お諮りいたします。

議案第7号 北海道後期高齢者医療広域連合規約の変更に関する協議については、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ声あり)

○議長(岩館俊幸君) 異議なしと認め、本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

議案第8号 町道路線の認定について

○議長(岩館俊幸君) 日程第16 議案第8号 町道路線の認定についてを議題といたします。提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長(大森伊佐緒君) ただいま上程になりました、議案第8号 町道路線の認定について、提案理由の説明を申し上げます。

議案説明資料 資料番号1の14ページから16ページに位置図を添付しておりますのでご参照願います。

この度の北海道新幹線工事に伴い、付け替え及び新設された町道が工事完了となりましたので、道路法(昭和27年法律第180号)第8条第1項の規定に基づく6路線の路線認定について、同条第2項の規定により議会の議決を求めるものでございます。

それでは、6路線を申し上げます。

整理番号150 大平3線、起点 字木古内72番地の1、終点 字木古内73番地の17、延長 153.10m。整理番号151 大平4線、起点 字木古内72番地の13、終点 字木古内71番地の13、延長 67.40m。整理番号152 大平5線、起点 字木古内72番地の5、終点 字木古内72番地の1、延長 70.20m。整理番号153 孫七2線、起点 字大平60番地の4、終点 字大平60番地の24、延長 121.30m。整理番号154 孫七3線、起点 字大平61番地の8、終点 字大平63番地の23、延長 87.10m。整理番号155 山崎8号線、起点 字木古内207番地の159、終点 字木古内207番地の246、延長 100.89m。

以上で説明を終わります。よろしくご審議をお願いいたします。

○議長(岩館俊幸君) 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

3番 佐藤悟さん。

○3番(佐藤悟君) 3番 佐藤です。

ただいま、町道路線の変更について町長のほうから説明がございました。このことにつきましては、全く私も異議ございませんけれども、これに関して道路標識はどうなっているのかなというふうに思うわけですが、変更と同時に道路標識もすぐできるのですか。

○議長(岩館俊幸君) 建設水道課長。

○建設水道課長(若山忍君) 今回の町道路線の認定につきましては、新規路線あるいはもとからある道路の路線変更に伴って認定している道路もあります。それで、おっしゃられる標識であります。公安委員会等のほうと協議をしながら随時つけられるものはつけますが、例えば案内標識、大きな水色等の標識についてはすぐつけられないものもございますので、それは今回補正させていただいたサイン計画なのですけれども、そのサイン計画？練った中で今後、必要な案内標識を設置していくことになろうかと思えます。

○議長(岩館俊幸君) ほかに。6番 竹田努さん。

○6番(竹田努君) 整理番号155の山崎8号線について、ちょっと確認をしたいのですが資料の16ページ、これを見ますと現在、旧山崎の道路だと思えるのですけれども、踏切からすぐなのですね、ここの入って行くところが。ここの出入りをなくすべきではないのかなという気がするのですよね。そうでなければそこから出入りが常時ありますと、あそこの踏切のところでは渋滞するという可能性。それと、事故等の可能性も大だというふうに思うのですけれども、町道の新設で路線が延長になるということはいろんな交付税等の中では大変木古内町にとってはいいのですけれども、住民の利用する側からしますと非常にいびつと言いますか、はたしてここの道路が必要なのかどうかという気がするものですから、その辺を含めてどのような検討をなされたのかどうかということについてお答え願います。

○議長(岩館俊幸君) 建設水道課長。

○建設水道課長(若山忍君) ただいまの山崎8号線の新規認定路線のことかと存じますが、このあと町道路線の変更も提案させていただくのですけれども、おっしゃる通りこの山崎8号線につきましては、もともと山崎1号線。この場所の丸の起点が山崎1号線の起点で佐女川1線まで通じている路線でありました。今回、この山崎1号線の山側のほうに新幹線が建設されて、その山側に山崎1号線としての付け替え道路を造っております。

今回、山崎8号線ということなのですけれども、ここについては路線の折れ点付近、右手

のほうにJRの新幹線建設所がございまして、そちらの出入りのためにこの町道は残すこととしております。一般車の通行はできなくはないですけども、基本的には新しく変更になる山崎1号線のほうを利用していただいて、ここの路線についてはいま私が申し上げた通り、特定の方々の利用に限って使っていただくという想定をしております。

○議長(岩館俊幸君) 6番 竹田努さん。

○6番(竹田努君) いまの説明からしますと、確かに建物はありますよね。線路側に工務部なのか新幹線関連の建物かはわかりませんが、そこの出入りだけだとすれば、この矢印の部分の横の部分だけで踏切側の丸の部分は遮断してしまったほうがいろんなトラブルがないのではないのかなど。もし町道認定するということは、道路で認定してそこが通行止めですよというわけにはいかないと思うのですよ。当然、一般にも開放、通れる道路だというふうな認識になりますから、その辺について町長どうでしょう。大変心配な場所だというふうに思いますので。

○議長(岩館俊幸君) 町長。

○町長(大森伊佐緒君) この道路の必要性につきましては、ただいま建設水道課長から申し上げた通りでございまして、企業が使うということでこれは認定をしなければならないと。

ただ、一般の住民のかたあるいはここに訪れたかたがどのような利用をされるかと言いますと、敢えて山崎1号線からこの道路に入ってきて、そしてここに抜けて行くあるいは踏切を越えてすぐ入って行く、こういう使いかたはなかなかしづらいのかと思います。これは、しづらいからと言って放置するわけにはいきませんので、標示などをするとかそんなことをしなければならない路線なのかもしれません。これは、私がここで現地、はっきりとどの辺に標識を立てたらいいかどうかというのはわかりませんので、これは十分調査をして住民の皆さんが混乱しないような対策を取るということをご理解をいただきたいと思います。

(「議長」と呼ぶ声あり)

○議長(岩館俊幸君) 2番 又地信也さん。

○2番(又地信也君) 休憩をお願いいたします。

○議長(岩館俊幸君) 暫時、休憩をいたします。

休憩	午後3時00分
再開	午後3時15分

○議長(岩館俊幸君) 休憩を解き、会議を再開いたします。

2番 又地信也さん。

○2番(又地信也君) 例えば、旧中学校線が新になっても中学校線になるのですよね。中学校がなくなるのですけれども、中学校線ですよろしいですか。

○議長(岩館俊幸君) 建設水道課長。

○建設水道課長(若山忍君) おっしゃられる通り中学校線につきましては、61番の路線で起点部分が変わることによる変更を出させていただいておりますけれども、起終点の変更ということで出させていただいた中で、長い間中学校線という路線で認定をしてきた中で、あくまでも今回は名称はそのままで変更の手続き、名所の変更ということまでは考えずに起終

点の変更ということで出させていただいたところです。

○議長(岩館俊幸君) 議案第8号 町道路線の認定については、留保することにしますのでよろしいでしょうか。

ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ声あり)

○議長(岩館俊幸君) それでは、留保することに決定しました。

議案第9号 町道路線の変更について

○議長(岩館俊幸君) 日程第17 議案第9号 町道路線の変更についてを議題といたします。
提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長(大森伊佐緒君) ただいま上程になりました、議案第9号 町道路線の変更について、提案理由の説明を申し上げます。

議案説明資料 資料番号1の17ページそして18ページに位置図を添付しておりますのでご参照願います。

また、議案書には起点・終点それぞれ新・旧の地番、延長が載っておりますので合わせてご覧いただきたいと思えます。

この度の、北海道新幹線工事に伴い、関連する町道の起終点の位置及び延長が変更となりましたので、道路法(昭和27年法律第180号)第10条第2項の規定に基づく7路線の町道路線の変更について、同条第3項において準用する同法第8条第2項の規定により議会の議決を求めるものでございます。

それでは、7路線を申し上げます。

議案書で終起点、延長が載っておりますが、新しい地番、延長につきましても変更する新しい延長で申し上げますので、ご了承を願います。

整理番号1 佐女川1線、起点 字本町477番地の17、終点 字木古内327番地の1、延長 1,394.80mに変更になります。整理番号37 山崎1条線、起点 字木古内207番地の245、終点 字木古内207番地の173、延長 335.72mに変更になります。整理番号38 山崎2条線、起点 字木古内207番地の64、終点 字木古内207番地の30、延長 354.07mに変更になります。整理番号42 山崎1号線、起点 字木古内207番地の8、終点 字木古内182番地の2、延長 582.20mに変更になります。整理番号61 中学校線、起点 字木古内56番地の1、終点 字本町173番地の1、延長 801.80mに変更になります。整理番号122 薬師1線、起点 字本町460番地の2、終点 字本町443番地、延長 217.20mに変更になります。整理番号145 薬師4線、起点 字本町462番地の15、終点 字本町462番地の12、延長 74.81mに変更になります。

以上で説明を終わります。よろしくご審議をお願いいたします。

○議長(岩館俊幸君) 提案理由の説明が終わりでしたが、これも留保することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ声あり)

○議長(岩館俊幸君) それでは、そのように決しました。

同意案第1号 木古内町教育委員会委員の任命について

○議長(岩館俊幸君) 日程第18 同意案第1号 木古内町教育委員会委員の任命についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長(大森伊佐緒君) ただいま上程になりました、同意案第1号 木古内町教育委員会委員の任命について、提案理由の説明を申し上げます。

議案説明資料 資料番号1の19ページに資料を添付しておりますのでご参照を願います。

この度の、木古内町教育委員会委員の任命について同意を求める舛野信夫氏は、昭和48年3月に岩手大学を卒業後、同年4月に福島町立吉岡中学校教諭として勤務され、平成17年3月八雲町立八雲中学校校長で定年を退職しております。

平成17年10月からは、木古内町教育委員会委員として、平成22年10月からは教育委員長として様々な諸課題に正面から向き合い、その業績は教育関係者はもとより、町民の皆様が認めるところでございます。

教育者として長い経験と優れた実績をお持ちのかたで、教育委員の適任者であり、引き続き当町の教育推進に貢献していただけるものと確信しております。

以上、提案理由といたしますので、ご審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長(岩館俊幸君) 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

○議長(岩館俊幸君) 質疑がないようですので、質疑を終了いたします。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

○議長(岩館俊幸君) 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決を行います。

お諮りいたします。

同意案第1号 木古内町教育委員会委員の任命について、原案のとおり同意することに賛成のかたは、ご起立をお願いいたします。

(賛成者起立)

○議長(岩館俊幸君) 全員起立でございます。

よって、本案は原案のとおり同意することに決定しました。

同意案第2号 木古内町固定資産評価審査委員会委員の選任について

○議長(岩館俊幸君) 日程第19 同意案第2号 木古内町固定資産評価審査委員会委員の選任についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○**町長(大森伊佐緒君)** ただいま上程になりました、同意案第2号 木古内町固定資産評価審査委員会委員の選任について、提案理由の説明を申し上げます。

議案説明資料 資料番号1の20ページに資料を添付しておりますのでご参照を願います。

この度の、木古内町固定資産評価審査委員会委員の選任について同意を求めます鈴木泰男氏は、昭和32年3月に北海道函館中部高等学校を卒業後、同年4月から木古内町内において農業に従事され、平成19年10月から現在まで、2期6年間に渡り木古内町固定資産評価審査委員会委員をしております。

これまでの委員として6年間で兼ね備えた知識と経験を生かし、引き続き委員の職責をはたしていただけると確信をしております。

以上、提案理由といたしますので、よろしくご審議をお願い申し上げます。

○**議長(岩館俊幸君)** 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

○**議長(岩館俊幸君)** 質疑がないようですので、質疑を終了いたします。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

○**議長(岩館俊幸君)** 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決を行います。

お諮りいたします。

同意案第2号 木古内町固定資産評価審査委員会委員の選任について、原案のとおり同意することに賛成のかたは、ご起立をお願いいたします。

(賛成者起立)

○**議長(岩館俊幸君)** 全員起立でございます。

よって、本案は原案のとおり同意することに決定しました。

認定第1号から認定第9号(平成24年度各会計決算)

○**議長(岩館俊幸君)** 次に、一括議題の議案につきましては、議会事務局長から朗読をさせます。

議会事務局長。

○**議会事務局長(山本哲君)** それでは、朗読をいたします。

日程第20 認定第1号 平成24年度木古内町一般会計決算認定について、日程第21 認定第2号 平成24年度木古内町国民健康保険特別会計決算認定について、日程第22 認定第3号 平成24年度木古内町後期高齢者医療特別会計決算認定について、日程第23 認定第4号 平成24年度木古内町国民健康保険病院事業会計決算認定について、日程第24 認定第5号 平成24年度木古内町水道事業会計決算認定について、日程第25 認定第6号 平成24年度木古内町介護老人保健施設事業会計決算認定について、日程第26 認定第7号 平成24年度木古内町介護保険事業特別会計決算認定について、日程第27 認定第8号 平成24年度木古内町

介護サービス事業特別会計決算認定について、日程第28 認定第9号 平成24年度木古内町
下水道事業特別会計決算認定について。以上です。

○議長(岩館俊幸君) 以上、認定第1号 平成24年度木古内町一般会計決算認定についてほ
か8件は関連がありますので、一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

副町長。

○副町長(大野泰君) ただいま一括上程になりました、認定第1号から認定第9号までの各
会計決算の認定につきまして、提案理由をご説明申し上げます。

地方自治法第233条第3項及び地方公営企業法第30条第4項の規定に基づく、各会計別の決
算書並びに議案説明資料、資料番号2の1ページから9ページの主要な施策事業説明資料、さ
らには別紙監査委員意見書を併せてご覧いただきたいと思います。

それでは、各会計の決算についてご説明申し上げます。

認定第1号は、平成24年度木古内町一般会計決算の認定についてです。歳入総額 45億517
万2,470円、歳出総額 43億6,595万2,145円、差し引き 1億3,922万325円ですが、翌年度へ
繰り越す財源が42万2,000円ありますので、実質収支は 1億3,879万8,325円となっております。

認定第2号は、平成24年度木古内町国民健康保険特別会計決算の認定についてです。歳入
総額 8億9,947万9,083円、歳出総額 7億8,677万5,665円、差し引き 1億1,270万3,418円
となっております。

認定第3号は、平成24年度木古内町後期高齢者医療特別会計決算の認定についてです。歳
入総額 1億5,797万4,883円、歳出総額 1億5,497万9,850円、差し引き 299万5,033円とな
っております。

○議長(岩館俊幸君) 暫時、休憩をいたします。

休憩	午後3時34分
再開	午後3時35分

○議長(岩館俊幸君) 休憩を解き、会議を再開いたします。

副町長。

○副町長(大野泰君) 認定第4号は、平成24年度木古内町国民健康保険病院事業会計決算の
認定についてです。収益的収入及び支出につきましては、消費税抜きで総収入 13億2,241
万3,412円、総費用 13億7,817万4,954円、差し引き 5,576万1,542円の損失です。この主
な要因は、臨時職員の功労金や過疎債ソフト事業の臨時的費用であり、実質の不足額は前年
度より改善されています。資本金収入及び支出につきましては、収入総額 4,902万3,000円、
支出総額 8,610万2,703円、差し引き 3,707万9,703円の不足が生じましたが、これにつき
ましては過年度分損益勘定留保資金をもって補てんしております。

認定第5号につきましては、平成24年度木古内町水道事業会計決算の認定についてです。収益的収入及び支出につきましては、消費税抜きで総収入 1億3,910万2,961円、総費用 1億3,519万5,701円、差し引き 390万7,260円の純利益であり、この主な要因は、当初資本的支出に計上しておりました中央通改良に伴う水道管移設工事が平成25年度に延期となったことにより、営業費用の中の資産減耗費の固定資産除却費が減少したことによるものです。資本的収入及び支出につきましては、収入総額 1,684万円、支出総額 6,077万9,863円、差し引き 4,393万9,863円の不足が生じましたが、これにつきましては過年度分損益勘定留保資金をもって補てんしております。

認定第6号は、平成24年度木古内町介護老人保健施設事業会計決算の認定についてです。収益的収入及び支出につきましては、総収入 3億9,147万294円、総費用 4億1,885万7,770円、差し引き 2,738万7,476円の当年度損失です。資本的収入及び支出につきましては、収入総額 4,159万9,000円、支出総額 1億219万7,962円、差し引き 6,059万8,962円の不足が生じましたが、これにつきましては過年度分損益勘定留保資金をもって補てんしております。

認定第7号は、平成24年度木古内町介護保険事業特別会計決算の認定についてです。歳入総額 6億4,423万3,798円、歳出総額 6億2,612万7,252円、差し引き 1,810万6,546円となっております。

認定第8号は、平成24年度木古内町介護サービス事業特別会計決算の認定についてです。歳入総額 408万5,100円、歳出総額 408万5,100円、歳入歳出同額となっております。

認定第9号は、平成24年度木古内町下水道事業特別会計決算の認定についてです。歳入総額 1億9,741万2,277円、歳出総額 1億9,570万9,965円、差し引き 170万2,312円となっております。

以上、平成24年度各会計決算に関する認定第1号から認定第9号までの提案理由といたしますのでよろしくご審議願います。

○議長(岩館俊幸君) お諮りいたします。

ただいま一括議題としました、9件の案件につきましては、本会議での質疑を省略し、平成24年度木古内町決算審査特別委員会を設置するとともに、議長及び又地監査委員を除く全議員を委員に選任し、これに付託の上、審査することにいたしたいと思っておりますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ声あり)

○議長(岩館俊幸君) 異議ないものと認め、ただいま一括議題としました、9件の案件につきましては、本会議での質疑を省略し、平成24年度木古内町決算審査特別委員会を設置し、議長及び又地監査委員を除く全議員を委員に選任し、これに付託の上、審査することに決定いたしました。

次に、ただいま設置されました、平成24年度木古内町決算審査特別委員会に対し、本議会から地方自治法第98条第1項の規定に基づく検査権を委任したいと思っておりますが、ご異議ござ

いませんか。

(「異議なし」と呼ぶ声あり)

○議長(岩館俊幸君) 異議ないものと認め、平成24年度木古内町決算審査特別委員会に対し、本議会から地方自治法第98条第1項の規定に基づく検査権を委任することに決定いたしました。

これより、木古内町議会委員会条例第9条第1項の規定による、委員長及び副委員長の互選を行うため、特別委員会の開催をお願いいたします。

暫時、休憩をいたします。

休憩 午後3時41分
再開 午後3時56分

諸 般 の 報 告

○議長(岩館俊幸君) 休憩を解き、会議を再開いたします。

諸般の報告をいたします。

休憩中に、第1回平成24年度木古内町決算審査特別委員会におきまして、委員長及び副委員長の互選が行われましたので報告いたします。

平成24年度木古内町決算審査特別委員会に委員長6番 竹田努さん、副委員長に8番 新井田昭男さん、以上のおり互選された旨の報告がありました。

休 会 の 宣 告

○議長(岩館俊幸君) ただいま設置されました平成24年度木古内町決算審査特別委員会の審査が終了するまで、本会議を休会したいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ声あり)

○議長(岩館俊幸君) 異議なしと認めます。

よって、平成24年度木古内町決算審査特別委員会の審査が終了するまで、本会議を休会することに決定いたしました。

大変本日はご苦労さまでございました。

(午後3時57分 休会)

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

平成25年9月9日

木古内町議会議長 岩 館 俊 幸

署 名 議 員 又 地 信 也

署 名 議 員 佐 藤 悟

平成25年9月17日（火）第2号

- 開会日時 平成25年9月17日（火曜日）午後3時00分
○ 閉会日時 平成25年9月17日（火曜日）午後3時55分
-

・出席議員（10名）

1番	福嶋克彦	6番	竹田努	
2番	又地信也	7番	笠井敬吾	
3番	佐藤悟	8番	新井田昭男	
4番	吉田裕幸	副議長	9番	東出洋一
5番	平野武志	議長	10番	岩館俊幸

・欠席議員（なし）

・地方自治法第121条の規定により説明のため出席した説明員

町長	大森伊佐緒
副町長	大野泰
総務課長	新井田勝幸
町民税務課長	大瀬政廣
会計管理者	大瀬政廣
保健福祉課長	中島茂行
まちづくり新幹線課長	福田伸一
まちづくり新幹線課新幹線振興室長	中尾敦
産業経済課長	木村春樹
建設水道課長	若山忍
病院事業事務局長	地本隆利
教育長	野村広章
生涯学習課長	佐藤宏生
給食センター長	佐藤宏生
農業委員会事務局長	木村春樹
代表監査委員	森井俊郎

・本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長	山本哲
議事担当主査	近藤真恵子

平成25年第3回木古内町議会定例会議事日程

第2号 平成25年9月17日(火)

午後3時00分開議

日程 番号	議 件 番 号	議 件 名
1		会議録署名議員の指名
2		議長諸報告
3		議会運営委員会報告
4		平成24年度木古内町決算審査特別委員会報告
5	議案 第8号	町道路線の認定について
6	議案 第9号	町道路線の変更について
7	議案 第10号	平成25年度木古内町一般会計補正予算(第5号)
8	発議案 第1号	議会閉会中の所管事務調査について
9	発議案 第2号	木古内町議会会議規則の一部を改正する規則制定について
10	意見書案第1号	「森林吸収源対策及び地球温暖化対策に関する地方の財源確保」のための意見書
11	意見書案第2号	義務教育費国庫負担制度堅持・負担率1/2への復元、「30人以下学級」の実現をめざす教職員定数改善、就学保障充実など2014年度国家予算編成における教育予算確保・拡充に向けた意見書
12	意見書案第3号	道教委による『新たな高校教育に関する指針』の見直しと地域や子どもの実態に応じた高校づくりの実現を求める意見書
13	意見書案第4号	道州制導入に断固反対する意見書
14		議会閉会中の正・副議長及び議員の出張・派遣承認について

議長諸報告（平成25年第3回定例会提出）

平成25年第3回木古内町議会定例会（9月9日）以降における諸会議等の開催・出席状況は次のとおりである。

月 日	出席した会議等名称	場 所	出席者	備 考
9月9日	第1回平成24年度木古内町決算審査特別委員会	第1研修室	全委員	
9月10日	第2回平成24年度木古内町決算審査特別委員会	第1研修室	全委員	
9月11日	第3回平成24年度木古内町決算審査特別委員会	第1研修室	全委員	
9月12日	第4回平成24年度木古内町決算審査特別委員会	第1研修室	全委員	
9月14日	消防フェア2013	木古内消防署	議長、新井田	
9月17日	第8回議会運営委員会	第5研修室	全委員、正・副議長	
9月17日	第5回平成24年度木古内町決算審査特別委員会	第5研修室	全委員	

平成25年 9月17日

木古内町議会
議長 岩 館 俊 幸 様

木古内町議会 議会運営委員会
委員長 吉 田 裕 幸

議会運営委員会報告書

平成25年第3回木古内町議会定例会開催にあたり、本委員会に付託された議会運営に関する件について、会議規則第41条第1項の規定により報告いたします。

記

1. 会議開催状況

開催日	出席委員	欠席委員	説明員	事務局
25. 9. 17	吉田、平野 又地、竹田 新井田	なし	なし	山 本 近 藤

2. 平成25年第3回木古内町議会定例会における追加議案について

- (1) 議案第10号 平成25年度木古内町一般会計補正予算（第5号）
- (2) 意見書案第1号 「森林吸収源対策及び地球温暖化対策に関する地方の財源確保」
のための意見書
- (3) 意見書案第2号 義務教育費国庫負担制度堅持・負担率1/2への復元、「30人以下学級」の実現をめざす教職員定数改善、就学保障充実など2014年度国家予算編成における教育予算確保・拡充に向けた意見書
- (4) 意見書案第3号 道教委による『新たな高校教育に関する指針』の見直しと地域や子どもの実態に応じた高校づくりの実現を求める意見書
- (5) 意見書案第4号 道州制導入に断固反対する意見書

以上、5件を今定例会の案件として追加することとする。

平成25年 9月17日

木古内町議会
議長 岩館 俊幸 様

平成24年度木古内町決算審査特別委員会
委員長 竹田 努

平成24年度木古内町決算審査特別委員会審査報告書

平成25年第3回木古内町議会定例会において、本委員会に付託された事件について、次のとおり審査を終了したので、会議規則第41条第1項の規定により報告します。

記

1. 会議開催状況

開催日	出席委員	欠席委員	説明員	事務局
25.9.9	竹田、新井田、福嶋 佐藤、平野、吉田 笠井、東出	なし	なし	山本 近藤
25.9.10	竹田、新井田、福嶋 佐藤、平野、吉田 笠井、東出	なし	大野副町長、新井田総務課長、森井代表監査委員、又地監査委員 泉主査、山下主査、幅崎主査、福田まちづくり新幹線課長 中尾新幹線振興室長、吉田(宏)主査、中山主査、福井主任 野村教育長、佐藤生涯学習課長、佐藤学校給食センター長、渋谷主幹 平野(智)主査、西山(敬)主査、加藤(嵩)主査、畑中主査 木元主任、石川主事、岩館議長、山本議会事務局長 山本監査委員事務局長、近藤主査	山本 近藤
25.9.11	竹田、新井田、福嶋 佐藤、平野、吉田 笠井、東出	なし	大野副町長、新井田総務課長、木村産業経済課長 木村農業委員会事務局長、藤谷主幹、西嶋主査東主査、塚主査 羽澤主任、吉田主事、大瀬町民税務課長、田中主幹 大坂主査、田畑主査、吉澤主査、片桐主査、中島保健福祉課長 尾坂主幹、小澤管理者、地本病院事務局長、岡山総看護師長、平野主幹 羽沢主査、阿部主査、東出主査、尾坂主任	山本 近藤
25.9.12	竹田、新井田、福嶋 佐藤、平野、吉田 笠井、東出	なし	大野副町長、新井田総務課長、中島保健福祉課長、尾坂主幹、竹田主査 高村主査、高橋主査、加藤保健師、若山建設水道課長、小池主幹 構口主査、吉田(広)主査、木本主任、岩本主任、小田島主任	山本 近藤
25.9.17	竹田、新井田、福嶋 佐藤、平野、吉田 笠井、東出	なし	なし	山本 近藤

2. 審査事項

認定第1号	平成24年度木古内町一般会計決算認定について
認定第2号	平成24年度木古内町国民健康保険特別会計決算認定について
認定第3号	平成24年度木古内町後期高齢者医療特別会計決算認定について
認定第4号	平成24年度木古内町国民健康保険病院事業会計決算認定について
認定第5号	平成24年度木古内町水道事業会計決算認定について
認定第6号	平成24年度木古内町介護老人保健施設事業会計決算認定について
認定第7号	平成24年度木古内町介護保険事業特別会計決算認定について
認定第8号	平成24年度木古内町介護サービス事業特別会計決算認定について
認定第9号	平成24年度木古内町下水道事業特別会計決算認定について

3. 審査結果

認定第1号平成24年度木古内町一般会計決算認定のほか8件について慎重に審査を行った結果、当委員会としていずれも認定すべきと決定した。

4. 審査所見

平成24年度各会計決算は、長期にわたる経済状況の低迷により、引き続き税や使用料等の収納率が伸び悩んでいることから、各課による一層の連携をはかることはもとより、新たな視点による収納対策を検討すべきである。

地方財政を取り巻く情勢は極めて厳しく、さらには景気悪化に伴う雇用不安や少子化、特に当町は高齢化比率も高いなど、諸課題が山積している。ますます多様化する住民ニーズの中であって、行政サービスの質的・量的な向上も求められている。

特に、政府による景気回復策は図られているが、地方ではまだまだその実感も感じられない状況にある。すでに実施されている電気料金の値上げをはじめ今後、消費増税も予定されていることから、早急に費用負担増となる試算を行う中で、新年度予算編成に当たられたい。

また、木古内町国民健康保険病院については、地方公営企業法の規定による全部適用を受け2年目を迎えたが、平成26年度では診療報酬の改定も予定されていることから、早急に不足する医師の充足を行うとともに、地域住民のニーズに適合した診療形態が図られるよう強く要望する。

(午後3時00分 開会)

開 会 ・ 開 議 の 宣 告

○議長(岩館俊幸君) 定刻になりましたので、ただいまから9月9日に引き続き、会議を開会いたします。

ただいまの出席議員は10名でございます。

よって、地方自治法第113条の規定による議員定足数に達するので、会議は成立いたしました。

ただちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程及び説明員については、別紙配付のとおりであります。

会 議 録 署 名 議 員 の 指 名

○議長(岩館俊幸君) 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第118条の規定により議長から指名をいたします。

4番 吉田裕幸さん、5番 平野武志さん、以上、2名を指名いたします。

議 長 諸 報 告

○議長(岩館俊幸君) 日程第2 議長諸報告。

議長諸報告につきましては、別紙配布のとおりでありますので、これを省略いたします。

議 会 運 営 委 員 会 報 告

○議長(岩館俊幸君) 日程第3 議会運営委員会報告。

議会運営委員会委員長より、議会運営に関する件について報告を求めます。

議会運営委員会 委員長 4番 吉田裕幸さん。

○4番(吉田裕幸君) 平成25年9月17日 木古内町議会 議長 岩館俊幸様。木古内町議会運営委員会委員長 吉田裕幸。

議会運営委員会報告書。

平成25年第3回木古内町議会定例会開催にあたり、本委員会に付託された議会運営に関する件について、会議規則第41条第1項の規定により報告をいたします。

記 1 会議開催状況。

会議開催状況につきましては下記のとおりでございますので、省略をさせていただきます。

2. 平成25年第3回木古内町議会定例会における追加議案について。

(1)議案第10号 平成25年度木古内町一般会計補正予算(第5号)。

(2)意見書案第1号 「森林吸収源対策及び地球温暖化対策に関する地方の財源確保」のための意見書。

(3)意見書案第2号 義務教育費国庫負担制度堅持・負担率1/2への復元、「30人以下学級」の実現をめざす教職員定数改善、就学保障充実など2014年度国家予算編成における教育予算確保・拡充に向けた意見書。

(4)意見書案第3号 道教委による「新たな高校教育に関する指針」の見直しと地域や子どもの実態に応じた高校づくりの実現を求める意見書。

(5)意見書案第4号 道州制導入に断固反対する意見書。

以上、5件を今定例会の案件として追加することとする。

以上であります。ご審議のほど、よろしくお願ひいたします。

○議長(岩館俊幸君) ただいまの議会運営委員会委員長の報告に対する質疑を許します。質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

○議長(岩館俊幸君) 質疑がないようですので、報告を終了いたします。

平成24年度木古内町決算審査特別委員会報告

○議長(岩館俊幸君) 日程第4 平成24年度木古内町決算審査特別委員会報告。

平成25年9月9日開催の平成25年第3回木古内町議会定例会において設置されました、平成24年度木古内町決算審査特別委員会の報告を求めます。

平成24年度木古内町決算審査特別委員会委員長 6番 竹田努さん。

○6番(竹田努君) 6番 竹田努です。

平成25年9月17日 木古内町議会議長 岩館俊幸様。平成24年度木古内町決算審査特別委員会委員長 竹田努。

平成24年度木古内町決算審査特別委員会審査報告書。

平成25年第3回木古内町議会定例会において、本委員会に付託された事件について、次のとおり審査を終了したので、会議規則第41条第1項の規定により報告します。

記 1. 会議開催状況。会議は、9月9日から9月17日までの5日間にわたり開催しており、欠席者はおりませんでした。

2. 審査事項。審査事項は、認定第1号 平成24年度木古内町一般会計決算認定についてほか、以下の通り8件について審査を行っております。

3. 審査結果。認定第1号 平成24年度木古内町一般会計決算認定のほか8件について慎重に審査を行った結果、当委員会としていずれも認定すべきと決定した。

4. 審査所見。平成24年度各会計決算は、長期にわたる経済状況の低迷により、引き続き税や使用料等の収納率が伸び悩んでいることから、各課による一層の連携をはかることはもとより、新たな視点による収納対策を検討すべきである。

地方財政を取り巻く情勢は極めて厳しく、さらには景気悪化に伴う雇用不安や少子化、特に当町は高齢化比率も高いなど、諸課題が山積している。ますます多様化する住民ニーズの中であって、行政サービスの質的・量的な向上も求められている。

特に、政府による景気回復策は図られているが、地方ではまだまだその実感も感じられない状況にある。すでに実施されている電気料金の値上げをはじめ今後、消費増税も予定されていることから、早急に費用負担増となる試算を行う中で、新年度予算編成に当たられたい。

また、木古内町国民健康保険病院については、地方公営企業法の規定による全部適用を受け2年目を迎えたが、平成26年度では診療報酬の改定も予定されていることから、早急に不足する医師の充足を行うとともに、地域住民のニーズに適合した診療形態が図られるよう強く要望する。

以上であります。

○議長(岩館俊幸君) 平成24年度木古内町決算審査特別委員会委員長の報告が終わりましたが、この委員会は議長及び監査委員の又地議員を除く全員による委員会でありますので、質疑、討論を省略することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ声あり)

○議長(岩館俊幸君) 異議ないものと認めます。

お諮りいたします。

認定第1号 平成24年度木古内町一般会計決算認定についてほか8件につきましては、平成24年度木古内町決算審査特別委員会委員会委員長報告のとおり認定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ声あり)

○議長(岩館俊幸君) 異議ないもの認めます。

よって、認定第1号 平成24年度木古内町一般会計決算認定についてほか8件につきましては、平成24年度木古内町決算審査特別委員会委員会委員長報告のとおり認定することに決定しました。

議案第8号 町道路線の認定について

○議長(岩館俊幸君) 日程第5 議案第8号 町道路線の認定についてを議題といたします。

提案理由の説明は、9月9日に行われておりますので省略をいたしたいと思えます。

これより質疑を行います。質疑ございませんか。

6番 竹田努さん。

○6番(竹田努君) 議案8号の整理番号155の山崎8号線については、12日に全員で現地を見て確認をしてきたところであります。

それと、やはり現地を見る限りでは、歩行者・自転車での通行のかたが大変やっぱり危険な道路だというふう感じてきたところです。昨年9月に、同僚議員も一般質問の中で同様の部分を質問しておりますし、町長はその中で「住民の皆様の安全確保に努める」とこのように答弁しているところでありますから当然、車の走行ばかりではなく歩行者、特にやっぱり高齢化率の高い我が町にとっては、高齢者を含めたやっぱり安全確保の意味からしますとあそこの道路は非常に危険だとこのように感じたところであります。

ですから、ここの山崎8号線については先般、現地の中でもいろんな各議員さんの声もありましたように、「一方通行にできないのか」というそういう声もありますので、行政側と

しては認定する部分についてはいろんな交付税の絡みだとかいろんな諸条件もありますからこれは認定は認定としていいのですけれども、やっぱり通行の危険の伴わないような一方通行あるいは車を通行できないように遮断するだとかそういう方策を取っていただきたいというふうに思います。

○議長(岩館俊幸君) 建設水道課長。

○建設水道課長(若山忍君) ただいまの山崎8号線の交通安全についてのご質問でございます。おっしゃられる通り、踏切も近くにありまして危険な箇所という認識はあります。今回、道路としての認定はぜひいただきたいと思いますが今後、議員がおっしゃられる通り、通行の制限について公安委員会と協議をしながらできることを実現していきたいというふうに考えております。

○議長(岩館俊幸君) ほかに、質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

○議長(岩館俊幸君) 質疑がないようですので、質疑を終了いたします。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

○議長(岩館俊幸君) 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決を行います。

お諮りいたします。

議案第8号 町道路線の認定については、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ声あり)

○議長(岩館俊幸君) 異議なしと認め、本案は原案のとおり可決することに決定しました。

議案第9号 町道路線の変更について

○議長(岩館俊幸君) 日程第6 議案第9号 町道路線の変更についてを議題といたします。

提案理由の説明は、9月9日に行われておりますので省略をいたします。

これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

○議長(岩館俊幸君) 質疑がないようですので、質疑を終了いたします。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

○議長(岩館俊幸君) 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決を行います。

お諮りいたします。

議案第9号 町道路線の変更については、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

んか。

(「異議なし」と呼ぶ声あり)

○議長(岩館俊幸君) 異議なしと認め、本案は原案のとおり可決することに決定しました。

議案第10号 平成25年度木古内町一般会計補正予算(第5号)

○議長(岩館俊幸君) 日程第7 議案第10号 平成25年度木古内町一般会計補正予算(第5号)についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

副町長。

○副町長(大野泰君) ただいま上程になりました、議案第10号 平成25年度木古内町一般会計補正予算(第5号)について、提案理由をご説明申し上げます。

歳入歳出予算の総額に、4,763万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を39億2,035万7,000円とするものです。

補正の主な内容は、町道南北線(木古内駅自由通路)改修事業については、工事期間が3か年に及ぶことから第2表のとおり継続費の設定を行うものです。

2款 総務費は、財源調整のための財政調整基金積立金の補正です。8款 土木費は、町道南北線(木古内駅自由通路)改修事業の平成25年度施工分の補正です。10款 教育費は、木古内中学校陸上部の生徒が神奈川県横浜市で開催される第44回ジュニアオリンピック陸上競技大会出場が決まったことによる参加費用の補正です。

それでは詳細につきましてご説明をいたします。4ページをお開き願います。第2表継続費の補正は、議案説明資料 資料番号3の1ページから6ページをご参照願います。この度の町道南北線(木古内駅自由通路)改修事業は、工事期間が3か年に及ぶことから、総額を5億1,428万円とし、年割額を平成25年度 4,976万円、平成26年度 3億5,816万円、平成27年度 1億636万円と定めるものです。

次に、歳出をご説明します。8ページをお開き願います。2款 総務費、1項 総務管理費、1目 一般管理費、25節 積立金 226万5,000円の減額は、この度の補正で不足する財源について、財政調整基金積立金を減額して財源調整をするものです。

次に、9ページです。8款 土木費、2項 道路橋梁費、2目 道路新設改良費、9節 旅費 9万7,000円、11節 需用費 21万9,000円、13節 委託料 1,544万4,000円、15節 工事請負費 3,400万円、合わせて4,976万円の追加は、町道南北線(木古内駅自由通路)改修事業の平成25年度施工分の事業費です。

次に、10ページです。10款 教育費、3項 中学校費、2目 教育振興費、8節 報償費 14万1,000円の追加は、議案説明資料 資料番号3の7ページをご参照願います。9月8日、帯広市で開催された第15回北海道ジュニア陸上競技選手権大会において、木古内中学校陸上部2学年女子生徒が100mハードルで準優勝し、全国大会参加標準記録を突破したため、10月25日から神奈川県横浜市で開催される第44回ジュニアオリンピック陸上競技大会へ出場するための費用です。

次に、歳入についてご説明します。7ページです。19款 諸収入、4項 受託事業収入、2

目 土木費受託事業収入、1節 道路事業受託収入 4,763万6,000円の追加は、町道南北線（木古内駅自由通路）改修事業に伴う、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構の負担分です。

説明は以上です。よろしくご審議願います。

○議長(岩館俊幸君) 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

6番 竹田努さん。

○6番(竹田努君) ただいま、ジュニアオリンピックこれは全国の大会だと思うのですが、大変木古内町にとっては名誉なことかなというふうに誇りに思っているところであり、ただ、9月9日にも同様の補正がなされてこの間、きょう9月8日の大会での結果でこのようになったということですからそれはそれとしても、やはり先日も要望したようにやはりこの部分の制度を早く改正をしないと。今回の9月の9日の補正で今年度は最後かなというふうに思っていたものですから、先に行った吹奏楽との差が出る云々というようなことから新年度にこの部分については改めましょうということで、それは一定程度理解はするものの、早くやっぱりこれを整理をすれば7割でなくて8割なのか9割なのか10割かかえてもいいのではないかとそういう声もあるわけですから、その辺についてはあまり先の部分と色々な整合性もあるかもわからないのですけれども、何でもやっぱり新年度、新年度ではなく、ものによってはやっぱりこういう補正で上がってくる時点で制度もやっぱり変えるべきだということにやっぱり思うのですよ。その辺について町長の見解を求めたいと思います。

○議長(岩館俊幸君) 町長。

○町長(大森伊佐緒君) 前回同様のお尋ねがございましたので、答えといたしましては先般お答えした通りでございまして、新年度に向けて皆さん方のご負担が少なくなるように改正に当たって進めてまいりたいと思っております。

○議長(岩館俊幸君) 6番 竹田努さん。

○6番(竹田努君) 私が言っているのは、新年度は新年度でけじめとしていいのですけれども、ものによっては必要なものはこういう臨時会、そういう場で年度途中でも改めるべきではないかと、その部分について町長の見解を求めるところです。

○議長(岩館俊幸君) 町長。

○町長(大森伊佐緒君) 竹田議員のお尋ねの通り、ものによって臨機応変ということはあるかと思えます。今回の場合は、臨機応変ではなくこれまでの陸上部、吹奏楽部等の公平性を期した補助ということでご理解いただきたいと思えます。

○議長(岩館俊幸君) 2番 又地信也さん。

○2番(又地信也君) 道路新設改良費の9ページ、資料をいただきました。9日に配布をされましたし、そして今回また大変親切にわかりやすい色塗りの部分もいただきました。その中で、予算と配布された資料と付け合わせる中で、もう一度ちょっと説明をしていただければ。

私が知りたいのは、例えばJR工事施工委託料と軌道内あるいは軌道上の部分に関しては、たぶんJRさんのほうにお願いしないとだめだとそんなふうに認識をしているのですけれども、色分けをした中で今回のJR工事施工委託料の1,295万5,000円と設計監理委託料の248万9,000円。あと、工事請負費のこれは町のほうで発注するという事は町内業者かなとそんなふうにも私は捉えているのですけれども、ちょっと色分けした中で詳しく教えていただ

けませんか。

○議長(岩館俊幸君) まちづくり新幹線課長。

○まちづくり新幹線課長(福田伸一君) ただいまの、ご質問についてご回答いたします。

町の施工部分につきましては、青で表示させていただいております。

また、町とJR双方に関わる部分につきましては、赤の表示ということになってございます。

その中で、平成25年度今回の補正に関わる部分でございますが、町の施工につきましては、南側の仮階段の新設ということになってございます。また、既設南側の昇降棟の改修これも今年度事業着手という運びになってございます。

また、JR委託に関する委託料でございますが、これにつきましては、南側昇降棟の躯体にかかる鉄骨の製作、また北側階段の躯体にかかる鉄骨の製作がでございます。

また、次に設計監理委託料でございますが、これにつきましては、町が発注する工事の設計監理委託業務ということになってございます。以上でございます。

○議長(岩館俊幸君) 2番 又地信也さん。

○2番(又地信也君) そうすると、青色はわかりました。そうすると、25年度分ですから点・点・点の赤、鉄骨製作これはJR施工委託料の中に入るのですか。その下のほうも、わかりました。ありがとうございます。

○議長(岩館俊幸君) ほかにございませんか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

○議長(岩館俊幸君) 質疑がないようですので、質疑を終了いたします。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

○議長(岩館俊幸君) 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決を行います。

お諮りいたします。

議案第10号 平成25年度木古内町一般会計補正予算(第5号)については、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ声あり)

○議長(岩館俊幸君) 異議なしと認め、本案は原案のとおり可決することに決定しました。

発議案第1号 議会閉会中の所管事務調査について

○議長(岩館俊幸君) 日程第8 発議案第1号 議会閉会中の所管事務調査についてを議題といたします。

議会閉会中の所管事務調査について、会議規則第75条の規定により総務・経済常任委員会及び議会運営委員会の各委員長より下記のとおり、その所管に属する事務調査の申し出がありました。

お諮りいたします。

議会閉会中の所管事務調査については、各委員長から申し出のとおり、これを承認したいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ声あり)

○議長(岩館俊幸君) 異議なしと認め、本案については原案とおりに承認することに決定しました。

発議案第2号 木古内町議会会議規則の一部を改正する規則制定について

○議長(岩館俊幸君) 日程第9 発議案第2号 木古内町議会会議規則の一部を改正する規則制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

4番 吉田裕幸さん。

○4番(吉田裕幸君) 4番 吉田裕幸です。

発議案第2号 木古内町議会会議規則の一部を改正する規則制定について、提案理由をご説明をいたします。

発議案第2号 平成25年9月9日 木古内町議会 議長 岩館俊幸様。

提出者 木古内町議会議員 吉田・幸、賛成者 木古内町議会議員 平野武志、賛成者 木古内町議会議員 新井田昭男。

木古内町議会会議規則の一部を改正する規則制定について。

上記の議案を地方自治法第112条第1項及び第2項の規定により、別紙のとおり提出する。

このたびの、木古内町議会会議規則の一部改正は、質問趣旨の確認及び委員会への情報通信機器等の持ち込み、並びに一部、文言の整理を行うものであります。

議会資料番号1の新旧対照表でご説明をいたします。

1ページ目をお開きください。

はじめに、目次の第7章、委員会の第65条～第77条を、第65条～第77条の2に改めるものです。

これは、後ほどご説明しますが、新たに準用規定として、第77条の2を追加することによるものです。

次に、第40条の委員会ですが、これまでは委員会が何を指すのかが明確になっていませんでしたので、改めて常任委員会、議会運営委員会又は特別委員会と明記するものです。

次に、第41条第2項中、第2項の規定による手続きを行った者とはありますが、例規による記載上、「手続き」の「き」を削除するものです。

次に、第63条の2として質問趣旨の確認を追加するもので、これは一般的に言う反問権ですが、当議会では、質問趣旨の確認として、議員からの質疑や質問に対して論点や争点を明確にするため、議長の許可を得て、町長及び執行機関の職員が質問議員に対して質問することができるというものです。

次に、第77条の2として準用規定を追加するものですが、これは、ただいま追加しました質問趣旨の確認の制度を、各種委員会にも準用させるために追加するものです。

次に、第92条第2項、会議に付託した請願の委員会の付託はとありますが、これを会議に付託した請願の委員会への付託はと、文言の整理を行うものです。

次に2ページをお開きください。

第106条の2として、委員会への情報通信機器等の持込みを追加するものです。

これは、本会議を除く各種委員会の際に、パソコンやタブレット、スマートフォンなどの通信機器を持込んで利用することができるというものです。

スマートフォンにつきましては現在、みなさんがこれまでの携帯電話に代わりましてすでに持込んでおりますが、改めて「何人も閲読を目的として、持込み利用することができる」というもので、「何人も」とは、傍聴者を含むということでございます。

附則として、この規則は、公布の日から施行するものであります。

以上、提案理由の説明とさせていただきますので、ご審議のほどをよろしくお願いいたします。

○議長(岩館俊幸君) 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

○議長(岩館俊幸君) 質疑がないようですので、質疑を終了いたします。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

○議長(岩館俊幸君) 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決を行います。

お諮りいたします。

発議案第2号 木古内町議会会議規則の一部を改正する規則制定については、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ声あり)

○議長(岩館俊幸君) 異議なしと認め、本案は原案のとおり可決することに決定しました。

意見書案第1号 「森林吸収源対策及び地球温暖化対策に関する地方の財源確保」の ための意見書

○議長(岩館俊幸君) 日程第10 意見書案第1号 森林吸収源対策及び地球温暖化対策に関する地方の財源確保のための意見書についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

4番 吉田裕幸さん。

○4番(吉田裕幸君) 4番 吉田・幸です。

意見書案第1号 森林吸収源対策及び地球温暖化対策に関する地方の財源確保のための意見書案について、提案理由をご説明申し上げます。

意見書案第1号 平成25年9月17日 木古内町議会 議長 岩館俊幸様。

提出者 木古内町議会議員 吉田・幸賛成者 木古内町議会議員 笠井敬吾、同じく竹田努。

地球温暖化対策のための石油石炭税の税率の特例措置が平成24年10月に導入されましたが、CO²排出抑制対策に限定されており、森林吸収源対策及び地球温暖化対策に関する地方の財源確保については、早急に総合的な検討を行うとの方針に止まっています。

地球温暖化防止をより確実なものとするためには、森林の整備・保全等の森林吸収源対策や豊富な自然環境が生み出す再生可能エネルギーの活用などの取り組みを、山村地域の市町村が主体的・総合的に実施することが不可欠であります。

自然災害などの脅威から国民の生命財産を守るための森林・林業・山村対策の抜本的な強化をはかることに加え、二酸化炭素を吸収源として最も重要な機能を有する森林の整備・保全等を推進する市町村の役割を踏まえ、石油石炭税の税率の特例による税収の一定割合を、森林面積に応じて譲与する仕組みの構築を強くするよう衆参両院議長、内閣総理大臣及び各関係大臣に要望するものです。

以上、提案理由としますので、議員の皆様方のご賛同をよろしくお願いします。

○議長(岩館俊幸君) 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

○議長(岩館俊幸君) 質疑がないようですので、質疑を終了いたします。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

○議長(岩館俊幸君) 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決を行います。

お諮りいたします。

意見書案第1号 森林吸収源対策及び地球温暖化対策に関する地方の財源確保のための意見書については、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ声あり)

○議長(岩館俊幸君) 異議なしと認め、本案は原案のとおり可決することに決定しました。

意見書案第2号 義務教育費国庫負担堅持・負担率1/2への復元、「30人以下学級」の実現をめざす教職員定数改善、就学保障充実など2014年度国家予算編成における教育予算確保・拡充に向けた意見書

○議長(岩館俊幸君) 日程第11 意見書案第2号 義務教育費国庫負担堅持・負担率1/2への復元、「30人以下学級」の実現をめざす教職員定数改善、就学保障充実など2014年度国家予算編成における教育予算確保・拡充に向けた意見書についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

9番 東出洋一さん。

○9番(東出洋一君) 9番 東出洋一です。

意見書案第2号 義務教育費国庫負担制度堅持・負担率1/2への復元、「30人以下学級」の実現をめざす教職員定数改善、就学保障充実など2014年度国家予算編成における教育予算確保・拡充に向けた意見書案について、提案理由をご説明申し上げます。

意見書案第2号 平成25年9月17日 木古内町議会 議長 岩館俊幸様。

提出者 木古内町議会議員 東出洋一、賛成者 木古内町議会議員 福嶋克彦、同じく新井田昭男。

義務教育費国庫負担制度は地域主権を保障する制度であり、義務教育に必要不可欠であることから、制度の堅持と三位一体改革で削減された負担率を1/3から1/2へ復元するなどの制度改善が極めて重要であります。

教職員定数の拡充は喫緊の課題であり、住む地域に関係なく子ども達に行き届いた教育を保障するためには、教職員定数の改善と学級基準編製の制度改正及び30人以下学級の早期実現が不可欠であります。

国においては義務教育費無償、義務教育費国庫負担制度の堅持、当面負担率1/2への復元など、下記の項目について地方自治法第99条に基づき、教育予算の確保・充実をするよう衆参両院議長、内閣総理大臣及び各関係大臣に要望するものです。

以上、提案理由といたしますので、議員の皆様方のご賛同をよろしくお願い申し上げます。

○議長(岩館俊幸君) 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

○議長(岩館俊幸君) 質疑がないようですので、質疑を終了いたします。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

○議長(岩館俊幸君) 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決を行います。

お諮りいたします。

意見書案第2号 義務教育費国庫負担堅持・負担率1/2への復元、「30人以下学級」の実現をめざす教職員定数改善、就学保障充実など2014年度国家予算編成における教育予算確保・拡充に向けた意見書については、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ声あり)

○議長(岩館俊幸君) 異議なしと認め、本案は原案のとおり可決することに決定しました。

意見書案第3号 道教委による「新たな高校教育に関する指針」の見直しと地域や子どもの実態に応じた高校づくりの実現を求める意見書

○議長(岩館俊幸君) 日程第12 意見書案第3号 道教委による新たな高校教育に関する指針の見直しと地域や子どもの実態に応じた高校づくりの実現を求める意見書についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

5番 平野武志さん。

○5番(平野武志君) 5番 平野武志です。

意見書案第3号 道教委による新たな高校教育に関する指針の見直しと地域や子どもの実態に応じた高校づくりの実現を求める意見書について、会議規則第14条第1項及び第2項の規定により別紙のとおり提出する。

意見書案第3号 平成25年9月17日 木古内町議会 議長 岩館俊幸様。

提出者 木古内町議会議員 平野武志、賛成者 木古内町議会議員 又地信也、同じく佐

藤悟。

道教委は、2006年度より新たな高校教育に関する指針に基づき、毎年度公立高等学校配置計画を決定し、高等学校の募集停止や再編・統合を行い、全道では、現在までに19校が募集停止、17校が再編・統合によって削減又は削減予定となっております。

この影響で、子どもの進学を機に地元を離れる保護者も現れるなど、過疎化を加速させるとともに、経済や産業、文化などに影響を及ぼすなど結果的に地域の活力を削ぐこととなっております。

我が町におきましても木古内高校の閉鎖により、子どもたちは遠距離通学や下宿生活等を余儀なくされ、精神的・身体的な負担は増大し、保護者の経済力によっては通学断念にまで追い込まれかねないといった実態も報告されています。苦境を知る我が町の意見は大変重く、尊重されるべきだと考えます。

記載しております以下、4点について強く要望いたしますので、議員の皆様方のご賛同をよろしくお願いいたします。

○議長(岩館俊幸君) 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

○議長(岩館俊幸君) 質疑がないようですので、質疑を終了いたします。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

○議長(岩館俊幸君) 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決を行います。

お諮りいたします。

意見書案第3号 道教委による新たな高校教育に関する指針の見直しと地域や子どもの実態に応じた高校づくりの実現を求める意見書については、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ声あり)

○議長(岩館俊幸君) 異議なしと認め、本案は原案のとおり可決することに決定しました。

意見書案第4号 道州制導入に断固反対する意見書

○議長(岩館俊幸君) 日程第13 意見書案第4号 道州制導入に断固反対する意見書についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

8番 新井田昭男さん。

○8番(新井田昭男君) 8番 新井田昭男です。

意見書案第4号 道州制導入に断固反対する意見書案について、提案理由をご説明申し上げます。

意見書案第4号 平成25年9月17日 木古内町議会 議長 岩館俊幸様。

提出者 木古内町議会議員 新井田昭男、賛成者 木古内町議会議員 又地信也、同じく竹田努。

我々町村議会は、平成20年以来、町村議会議長全国大会において、「住民自治の推進に逆行する道州制は行わないこと。」を決定し、本年7月18日には、道州制は絶対に導入しないこととする要望を決定し、政府・国会に対し、要請してきたところであります。

しかしながら、与党においては、道州制導入を目指す法案の国会への提出の動きが依然としてみられ、また、野党の一部においては、既に道州制への移行のための改革基本法案を国会へ提出し閉会中審査となっているなど、我々の要請を無視するかの動きをみせています。

これらの法案は、道州制導入後の国の具体的なかたちを示さないまま、期限を区切った導入ありきの内容となっており、事務権限の受け皿という名目のもと、道州はもとより再編された基礎自治体は、現在の市町村や都道府県に比べ、住民と行政との距離が格段に遠くなり、住民自治が衰退してしまうことは明らかであります。

多様な自治体の存在を認め、個々の自治体の活力を高めることが、全体としての国力の増強につながるものであると確信しております。

よって、我々木古内町議会は、道州制の導入に断固反対することを衆参両院議長、内閣総理大臣及び各関係大臣に要望するものです。

以上、提案理由といたしますので、議員の皆様方のご賛同をよろしくお願いします。

○議長(岩館俊幸君) 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

○議長(岩館俊幸君) 質疑がないようですので、質疑を終了いたします。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

○議長(岩館俊幸君) 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決を行います。

お諮りいたします。

意見書案第4号 道州制導入に断固反対する意見書については、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ声あり)

○議長(岩館俊幸君) 異議なしと認め、本案は原案のとおり可決することに決定しました。

議会閉会中の正・副議長及び議員の出張・派遣承認について

○議長(岩館俊幸君) 日程第14 議会閉会中の正・副議長及び議員の出張・派遣承認についてを議題といたします。

お諮りいたします。

議会閉会中、出張または派遣を要する各種の行事、慶弔、会議、研修、陳情等について、正・副議長及び議員を出張・派遣させたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ声あり)

○議長(岩館俊幸君) 異議なしと認め、承認することに決定いたしました。

なお、現在予定されている出張または派遣につきましては、下記のとおりであります。今後の出張または派遣する議員につきましては、その都度、議長において指名することにしたしたいと思います。ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ声あり)

○議長(岩館俊幸君) 異議なしと認め、承認することに決定いたしました。

閉 会 の 宣 告

○議長(岩館俊幸君) 以上をもちまして、今定例会に付議されました案件は全て審議を終了いたしましたので、会議を閉じます。

これをもちまして、平成25年第3回木古内町議会定例会を閉会いたします。

大変どうもご苦労様でございました。

(午後3時55分 閉会)

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

平成25年9月17日

木古内町議会議長 岩 館 俊 幸

署 名 議 員 吉 田 裕 幸

署 名 議 員 平 野 武 志